

雲南市地域防災計画 (原子力災害対策編)

平成26年5月改訂



島根県 雲南市

雲南市地域防災計画「原子力災害対策編」沿革

平成25年2月21日 策定

平成26年5月29日 改訂

雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）

目次

第1章 総則

| | | |
|--|-----|----|
| 第1節 計画の目的 | ・・・ | 1 |
| 第2節 計画の性格 | | |
| 1. 雲南市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 | | |
| 2. 雲南市における他の災害対策との関係 | | |
| 3. 計画の修正 | | |
| 第3節 計画の周知徹底 | ・・・ | 2 |
| 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 | | |
| 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 | ・・・ | 3 |
| 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 | | |
| 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に 応じた防護措置の準備及び実施 | ・・・ | 7 |
| 1. 島根原子力発電の状態に応じた防護措置の準備及び実施 | | |
| 2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施 | ・・・ | 17 |
| 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 | ・・・ | 26 |

第2章 原子力災害事前対策

| | | |
|---|-----|----|
| 第1節 基本方針 | ・・・ | 34 |
| 第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理 | | |
| 第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収 | | |
| 第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携 | | |
| 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え | ・・・ | 35 |
| 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 | | |
| 1. 情報の収集・連絡体制の整備 | | |
| 2. 情報の分析整理 | | |
| 3. 通信手段・経路の多様化等 | | |
| 第7節 緊急事態応急体制の整備 | ・・・ | 38 |
| 1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 | | |
| 2. 災害対策本部体制等の整備（第10条） | ・・・ | 40 |
| 3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制（第15条） | | |
| 4. 長期化に備えた動員体制の整備 | ・・・ | 43 |
| 5. 防災関係機関相互の連携体制 | | |
| 6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 | | |

| | | |
|------|------------------------------------|-------|
| 7. | 広域的な応援協力体制の拡充・強化 | |
| 8. | オフサイトセンター | |
| 9. | モニタリング体制等 | |
| 10. | 専門家の派遣要請手続き | |
| 11. | 複合災害に備えた体制の整備 | |
| 12. | 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 | |
| 第8節 | 避難収容活動体制の整備 | ・・・44 |
| 1. | 避難計画の作成 | |
| 2. | 避難所等の整備等 | ・・・45 |
| 3. | 避難行動要支援者に関する措置 | ・・・46 |
| 4. | 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 | |
| 5. | 学校等施設における避難計画の整備 | |
| 6. | 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成 | |
| 7. | 住民等の避難状況の確認体制の整備 | |
| 8. | 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 | |
| 9. | 警戒区域を設定する場合の計画の策定 | |
| 10. | 避難場所・避難方法等の周知 | |
| 第9節 | 飲食物の出荷制限、摂取制限等 | ・・・48 |
| 1. | 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備 | |
| 2. | 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の住民への供給体制の確保 | |
| 第10節 | 緊急輸送活動体制の整備 | |
| 1. | 専門家の移送体制の整備 | |
| 2. | 緊急輸送路の確保体制等の整備 | |
| 第11節 | 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 | |
| 1. | 救助・救急活動用資機材の整備 | |
| 2. | 救助・救急機能の強化 | |
| 3. | 緊急被ばく医療活動体制等の整備 | |
| 4. | 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 | |
| 5. | 防災業務関係者に安全確保のための資機材等の整備 | |
| 6. | 物資の調達、供給活動体制の整備 | |
| 第12節 | 住民等への的確な情報伝達体制の整備 | ・・・49 |
| 第13節 | 行政機関の業務継続計画の策定 | ・・・50 |
| 第14節 | 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 | |
| 第15節 | 防災業務関係者の人材育成 | ・・・51 |

| | | |
|------|-----------------------------|-------|
| 第16節 | 防災訓練等の実施 | |
| 1. | 訓練計画の策定 | |
| 2. | 訓練の実施 | |
| 3. | 実践的な訓練の実施と事後評価 | |
| 第17節 | 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（事業所外運搬） | ・・・53 |
| 第18節 | 災害復旧への備え | |

第3章 緊急事態応急対策

| | | |
|-----|------------------------------|-------|
| 第1節 | 基本方針 | ・・・54 |
| 第2節 | 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 | |
| 1. | 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 | |
| 2. | 施設敷地緊急事態応急対策等活動情報の連絡 | ・・・56 |
| 3. | 一般回線が使用できない場合の対処 | |
| 4. | 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 | |
| 第3節 | 活動体制の確立 | ・・・57 |
| 1. | 市の活動体制 | |
| 2. | 原子力災害合同対策協議会への出席等 | ・・・62 |
| 3. | 専門家の派遣要請 | ・・・63 |
| 4. | 応援要請及び職員の派遣要請等 | |
| 5. | 自衛隊の派遣要請等 | |
| 6. | 原子力災害被災者生活支援チームとの連携 | |
| 7. | 防災業務関係者の安全確保 | ・・・64 |
| 第4節 | 避難、避難収容等の防護活動 | ・・・65 |
| 1. | 避難、避難誘導等の防護措置の実施 | |
| 2. | 避難所等 | ・・・66 |
| 3. | 広域一時滞在 | ・・・67 |
| 4. | 安定ヨウ素剤の予防服用 | |
| 5. | 避難行動要支援者への配慮 | |
| 6. | 要配慮者への配慮 | |
| 7. | 学校等施設における避難措置 | ・・・68 |
| 8. | 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 | |
| 9. | 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 | |
| 10. | 飲食物、生活必需品等の供給 | |
| 第5節 | 治安の確保及び火災の予防 | |
| 第6節 | 飲食物の出荷制限、摂取制限等 | ・・・69 |

| | | |
|------------|---------------------------|-------|
| 第7節 | 緊急輸送活動 | |
| 1. | 緊急輸送活動 | |
| 2. | 緊急輸送のための交通確保 | |
| 第8節 | 救助・救急、消火及び医療活動 | ・・・70 |
| 1. | 救助・救急及び消火活動 | |
| 2. | 医療措置 | |
| 第9節 | 住民等への的確な情報伝達活動 | |
| 1. | 住民等への情報伝達活動 | |
| 2. | 住民等からの問い合わせに対する対応 | |
| 第10節 | 自発的支援の受入れ | ・・・74 |
| 1. | ボランティアの受入れ等 | |
| 2. | 国民等からの義援物資、義援金の受入れ | |
| 第11節 | 行政機関の業務継続に係る措置 | |
| | | |
| 第4章 | 原子力災害中長期対策 | |
| 第1節 | 基本方針 | ・・・75 |
| 第2節 | 緊急事態解除宣言後の対応 | |
| 第3節 | 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 | |
| 第4節 | 放射性物質による環境汚染への対処 | |
| 第5節 | 各種制限措置の解除 | |
| 第6節 | 災害地域住民に係る記録等の作成 | |
| 1. | 災害地域住民の記録 | |
| 2. | 災害対策措置状況の記録 | |
| 第7節 | 被災者等の生活再建等の支援 | |
| 第8節 | 風評被害等の影響の軽減 | ・・・76 |
| 第9節 | 被災中小企業等に対する支援 | |
| 第10節 | 心身の健康相談体制の整備 | |

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、島根原子力発電所の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 雲南市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、雲南市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の「防災基本計画原子力災害対策編」及び「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

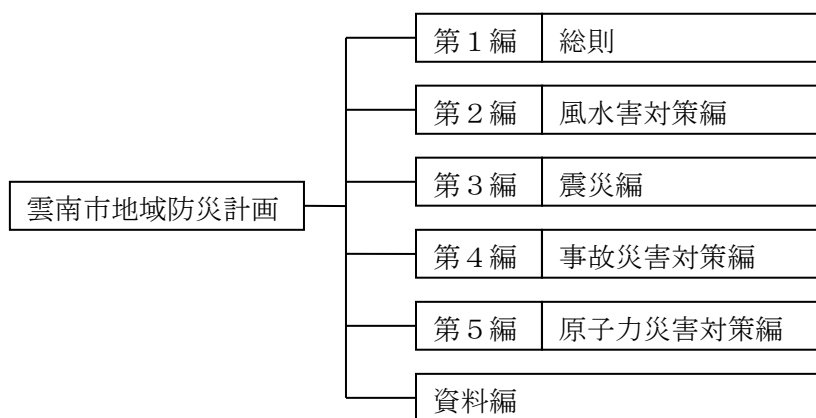
この計画を作成又は修正するにあたっては、県の協力のもと、県の地域防災計画に抵触することのないよう留意するものとする。

中国電力株式会社（以下「中国電力株」という。）が作成する原子力事業者防災業務計画と、この計画に齟齬がないように協議において調整を行うものとする。

2. 雲南市における他の災害対策との関係

この計画は、「雲南市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「雲南市地域防災計画（風水害対策編）」に拠るものとする。

雲南市地域防災計画の構成



3. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

この計画の修正手続は、雲南市防災会議における審議を経て行われる。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

市の地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）原子力規制委員会告示第15号（平成25年9月12日改訂）」を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

(1) 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出の形態は、施設の特長や事故の形態により異なるものであり、対象とするそれぞれの施設等に応じた原子力防災計画の立案が必要である。

① 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は、拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに土壌や、瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特長、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す原災法第3条の2第1項に基づく「原子力災害対策指針」及び「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」により、地域の範囲を定める。

・ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）：概ね5 km

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響[*]等を回避するため、緊急時活動レベル（EAL）に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていることなどを踏まえ、「原子力施設から概ね5 km」を目安とする。

・ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）：概ね30 km

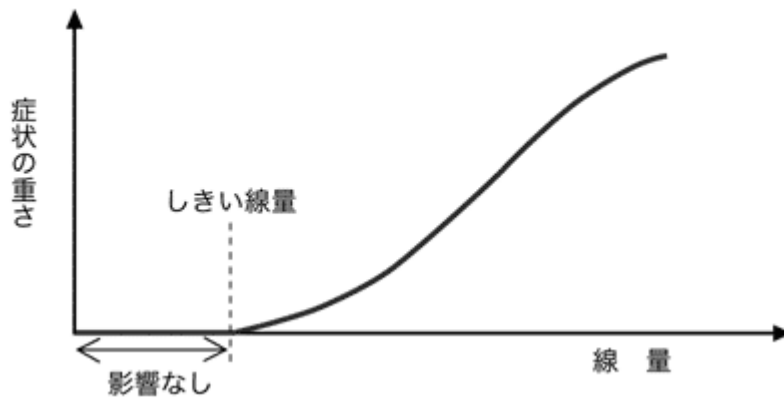
UPZとは、確率的影響[*]のリスクを最小限に抑えるため、EAL、運用上の介入レベル（OIL）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。

この考え方を踏まえ、本市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

| 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（交流センターごと） | |
|-------------------------------|---|
| 大東町 | 大東地区、春殖地区、幡屋地区、佐世地区、阿用地区、久野地区、海潮地区、塩田地区 |
| 加茂町 | 加茂地区 |
| 木次 | 八日市地区、三新塔地区、新市地区、下熊谷地区、斐伊地区、日登地区、西日登地区 |
| 三刀屋 | 三刀屋地区、一宮地区 |

| |
|--|
| <p>[*]確定的影響</p> <p>ある一定の放射線量（これをしきい値[*]という）を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。症状の現れ方には個人差があるが、ほぼ同じ程度の線量の放射線を受けた人には、同じような症状が現れる。</p> <p>確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障などが含まれる。</p> <p>[*]しきい値</p> <p>一般的にある値以上で影響が現れ、それ以下では影響がない境界の値をしきい値という。放射線影響の分野では、皮膚の紅斑、脱毛、不妊など、放射線の確定的影響には、それらの影響が現れる最小の線量が存在する。これをしきい値という。</p> |
|--|

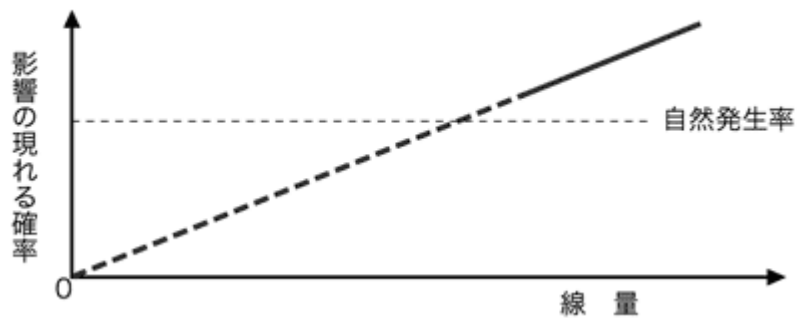
(確定的影響(脱毛・など)の線量と影響の関係)



[*]確率的影響

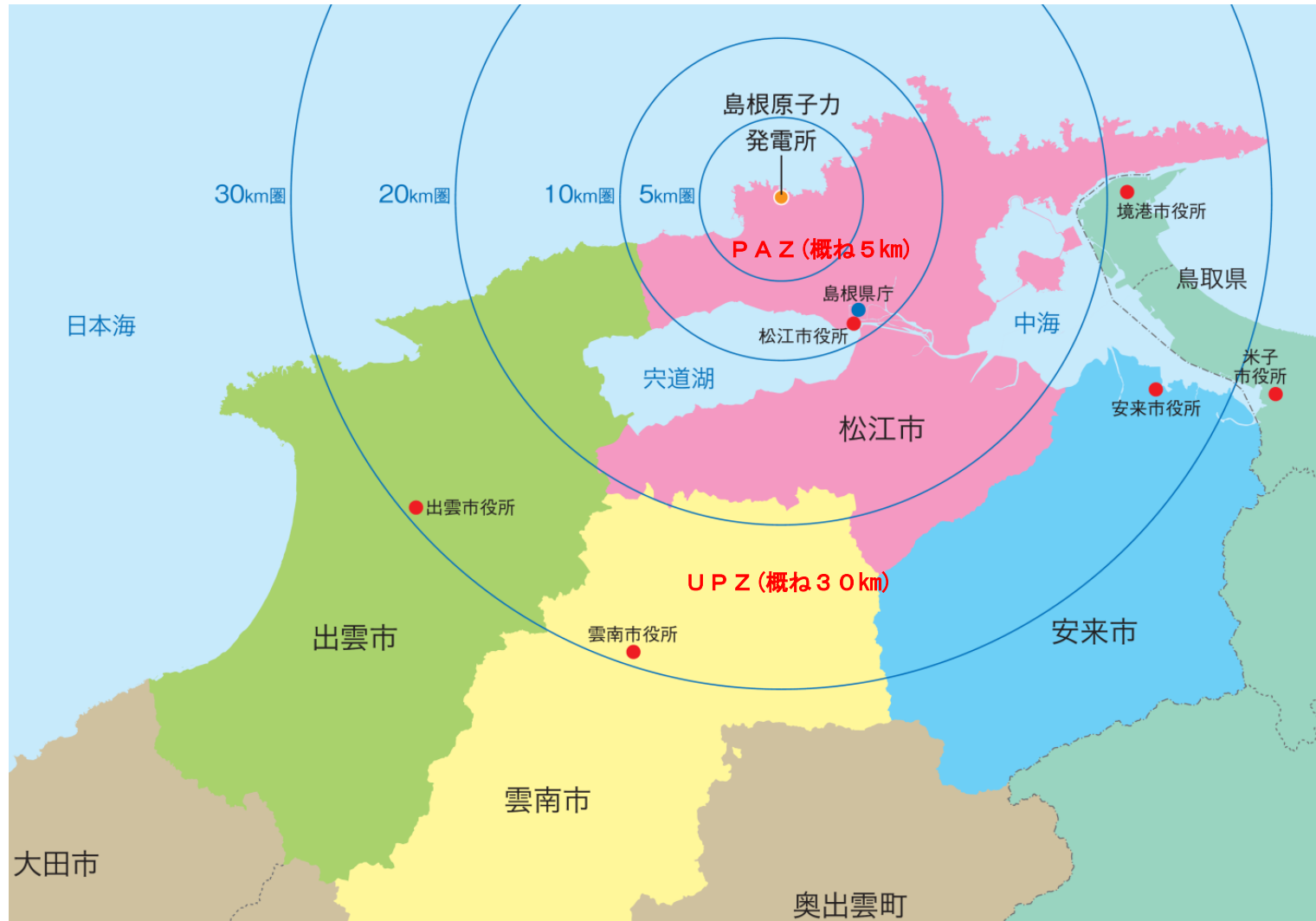
放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられている。

(確率的影響(がん・白血病など))



(原子力防災基礎用語集(財)原子力安全技術センター、2011年版)

図1-6-1 原子力発電所から30km圏域の状況



第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 島根原子力発電所の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、島根原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、当該発電所の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L : Emergency Action Level）

① 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、島根原子力発電所施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、当該発電所施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、中国電力(株)、国、県及び市のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表にまとめる。また、全面緊急事態に至った場合の対応についてはフロー図のとおりである。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的猶予がない場合等があり得ることに留意すべきである。

② 緊急事態区分

ア 情報収集事態

原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）

イ 警戒事態

警戒事態は、その時点では住民への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、島根原子力発電所における異常事象の発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれのある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ）の準備、早期に実施が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患

者等をいう。以下同じ。)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、中国電力㈱は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、中国電力㈱の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、住民等に対する情報提供を行わなければならない。

ウ 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、島根原子力発電所において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、当該発電所施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、中国電力㈱は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県及び市に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、住民等に対する情報提供を行わなければならない。国、県、市及び中国電力㈱は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。

エ 全面緊急事態

全面緊急事態は、島根原子力発電所において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、中国電力㈱は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県及び市に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、県及び市、住民等に対する情報提供を行わなければならない。国及び立地自治体は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

表1-7-1 中国電力(株)、県・市、国が採ることが想定される措置等(1/4)

| 区分 | | PAZ(～概ね5km) | | | | UPZ(概ね5～30km) | | | | |
|---|---------|-----------------------------------|------------------------------------|--|--|---|-----------------------------------|--|----------------------------------|---|
| | | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | |
| 緊急事態区分 (原災法第10条の通報すべき基準) 施設敷地緊急事態 | 警戒事態 | 中国電力(株) | ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 | ・国への連絡 | ・敷地境界のモニタリング | - | - | - | - | |
| | | 県・市 | ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 | ・住民等への情報伝達 | ・平常時モニタリングの強化 | 【避難】 ・要配慮者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 | ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 | ・住民等への情報伝達 | ・平常時モニタリングの強化 | - |
| | | 国 | ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 ・現地派遣の準備 | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備 | 【避難】 ・自治体に要配慮者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 | ・自治体への参集要請 | ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集、分析 ・緊急時モニタリングの準備 | - |
| | 中国電力(株) | ・要員追加参集 | ・国及び自治体へ通報 | ・敷地境界のモニタリング | - | - | ・自治体へ通報 | - | - | |
| | 県・市 | ・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請 | ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【避難】 ・要配慮者の避難の実施 ・避難準備(避難先、避難手段の確保) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) | ・要員参集 ・情報収集、連絡体制の構築 | ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【屋内退避】 ・屋内退避準備 | |
| | 国 | ・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備 | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【避難】 ・自治体に要配慮者の避難実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、避難手段の確保)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 | - | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示 | |

中国電力(株)、県・市、国が採ることが想定される措置等（2／4）

| | | PAZ（～概ね5km） | | | | UPZ（概ね5～30km） | | | | |
|--------|---------------------------------|-------------|-----------------------|------------------------------|--|---|----------------|------------------------------|--|--|
| | | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | |
| 緊急事態区分 | 全面緊急事態（原子力緊急事態） （原災法第15条の基準） | 中国電力(株) | ・要員追加参集 | ・国及び自治体へ通報 | ・敷地境界のモニタリング | — | — | ・自治体へ通報 | — | — |
| | | 県・市 | ・要員追加参集 | ・住民等への情報伝達 | ・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定 | 【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示 | ・国及び他の自治体に応援要請 | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等） |
| | | 国 | ・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施 | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【避難】 ・自治体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示 | ・現地追加派遣の準備 | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・緊急時モニタリングの実施 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）を指示 |

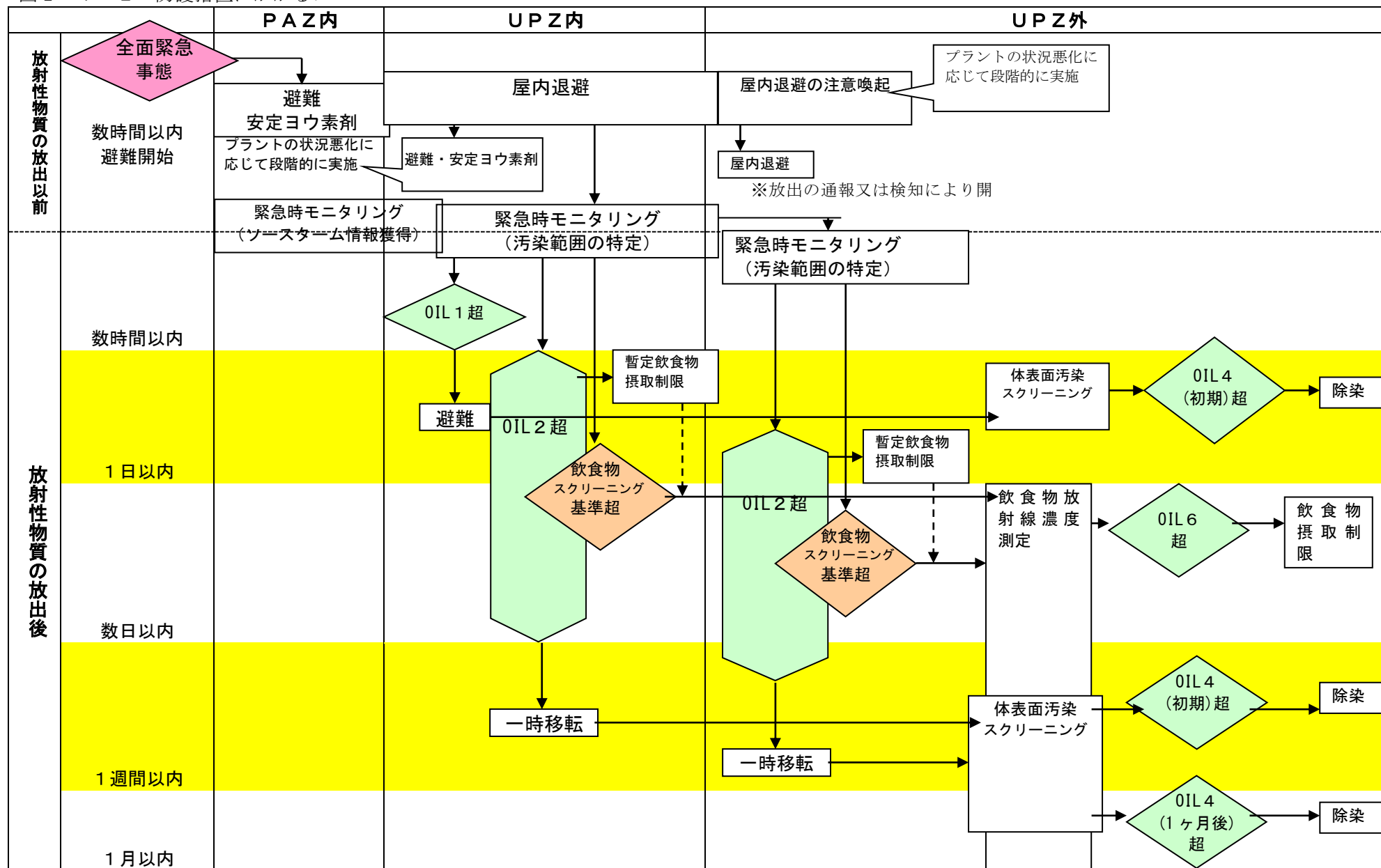
中国電力(株)、県・市、国が採ることが想定される措置等 (3 / 4)

| 区 分 | | UPZ外 (概ね30km~) | | | | |
|--------|-------------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|
| | | (※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る) | | | | |
| | | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | |
| 緊急事態区分 | 警戒事態 | 中国電力(株) | — | — | — | — |
| | | 県・市 | ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの準備のための調整 | 【避難】 ・要配慮者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) への協力 |
| | | 国 | ・自治体への参集要請 | ・報道機関等を通じた情報提供 | ・緊急時モニタリングの準備のための調整 | 【避難】 ・自治体に要配慮者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等) への協力を要請 |
| | (原災法第10条の通報すべき基準) 施設敷地緊急事態 | 中国電力(株) | — | — | — | — |
| | | 県・市 | ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 | ・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起 | ・緊急時モニタリングの準備 | 【避難】 ・要配慮者の避難受入れを要請 (県を經由) [他自治体] ・避難準備 (避難先、避難手段の確保等) への協力 |
| | | 国 | ・自治体への参集要請 | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【避難】 ・自治体に要配慮者の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備 (避難先、避難手段の確保) への協力を要請 |

中国電力(株)、県・市、国が採ることが想定される措置等（４／４）

| | | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | |
|--------|--------------------------------|---------|------------------------|------------------------------|----------------------------------|--|
| 緊急事態区分 | 全面緊急態（原子力緊急事態） （原災法第15条の基準） | 中国電力(株) | — | — | — | |
| | | 県・市 | ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの準備 | 【避難】 ・避難の受入れ要請（県を經由）【他自治体】 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力 |
| | | 国 | ・自治体への参集要請 | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【避難】 ・自治体に要配慮者の避難受入れを要請 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等）への協力を要請 |

図1-7-2 防護措置にかかるフロー



③ 緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、島根原子力発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。実用発電用原子炉の具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容は、以下の表のとおりである。

表1-7-3 各緊急事態区分について

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済み燃料集合体が存在しない場合を除く）

| | | 緊急時活動レベル（EAL） | 緊急事態区分における措置の概要 |
|--------|------|---|--------------------------------|
| 緊急事態区分 | 警戒事態 | ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない。 | 体制構築や、情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |
| | | ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 | |
| | | ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 | |
| | | ④ 原子炉の主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 | |
| | | ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 | |
| | | ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 | |
| | | ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 | |
| | | ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 | |
| | | ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 | |
| | | ⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原災法に基づき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 | |
| | | ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 | |
| | | ⑫ 当該原子炉施設等立地都道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 | |
| | | ⑬ 当該原子力施設等立地都道府県において、大津波警報が発令された場合。 | |
| | | ⑭ 東海地震注意情報が発表された場合（浜岡原子力発電所のみ）。 | |
| | | ⑮ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等発生した場合。 | |
| | | ⑯ 当該原子炉施設において新基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） | |
| | | ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響 | |

| | | |
|-----------------|---|--|
| | <p>を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> | |
| <p>施設敷地緊急事態</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生 | <p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p> |

| | | |
|---------------|--|---|
| | <p>すること。</p> | |
| <p>全面緊急事態</p> | <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> | <p>P A Z内の住民避難等の防護措置を行なうとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> |

※ 母線：発電所、変電所内で、電源から生じる全ての電流を受け、また外線に分電する幹線。
(三省堂 大辞林)

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L :Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

（1）運用上の介入レベル（O I L）

①基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的にはEALの区分による施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び中国電力(株)は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。対応の流れは、表及び防護措置にかかるフローのとおりである。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

表1-7-4 O I Lに準じた中国電力(株)、県・市、国が採ることが想定される措置等 (1/2)

| | | | UPZ (概ね5~30km) | | | | UPZ外 (概ね30km~) | | | |
|-------|----------|---------|----------------|------------------------------|--|---|----------------|------------------------------|--------------------------------------|---|
| | | | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 |
| O I L | O I L 1 | 中国電力(株) | — | ・国及び自治体へ通報 | — | — | — | — | — | — |
| | | 県・市 | — | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【避難】 ・避難の実施 | — | — | — | 【避難】 ・(近)避難の実施 ・(遠)避難の受入れ |
| | | 国 | — | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援 | 【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施 (移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 | — | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | — | 【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を指示 ・(遠)自治体に避難の受入れ要請 |
| | O I L 基準 | 中国電力(株) | — | ・国及び自治体へ通報 | — | — | — | — | — | — |
| | | 県・市 | — | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定 | — | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定 |
| | | 国 | — | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・モニタリングの支援 ・緊急時モニタリングの支援及び実施 | 【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示 | — | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援及び実施 | 【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示 |
| | O I L 4 | 中国電力(株) | — | ・国及び自治体へ通報 | ・スクリーニングへの協力 | — | — | — | ・スクリーニングへの協力 | — |
| | | 県・市 | — | ・住民等への情報伝達 | ・スクリーニングの実施 | 【体表面除染】 ・体表面の除染の実施 | — | ・住民等への情報伝達 | ・スクリーニングの実施 | 【体表面除染】 ・体表面の除染の実施 |
| | | 国 | — | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援 | 【体表面除染】 ・体表面の除染の実施の指示 | — | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・スクリーニング情報の収集・分析 ・スクリーニングの支援 | 【体表面除染】 ・体表面の除染の実施の指示 |

Oilに順じた中国電力(株)、県・市、国が採ることが想定される措置等 (2/2)

| | | | UPZ (概ね5~30km) | | | | UPZ外 (概ね30km~) | | | | |
|-----|------|---------|----------------|------------------------------|---|---|----------------|------------------------------|---|---|-------------------------------|
| | | | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | 体制整備 | 情報提供 | モニタリング | 防護措置 | |
| Oil | Oil2 | 中国電力(株) | - | ・国及び自治体へ通報 | - | - | - | - | - | - | |
| | | 県・市 | - | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【一時移転】 ・一時移転の実施 | - | ・住民等への情報伝達 | ・緊急時モニタリングの実施 | 【一時移転】 ・(近)一時移転の実施 | 【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ |
| | | 国 | - | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示 | - | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援 | 【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の実施を指示 | 【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の受入れを要請 |
| | Oil6 | 中国電力(株) | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| | | 県・市 | - | ・住民等への情報伝達 | ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 | 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施 | - | ・住民等への情報伝達 | ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 | 【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施 | |
| | | 国 | - | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 | 【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示 ・出荷制限を措置 | - | ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供 | ・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施 | 【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示 ・出荷制限を措置 | |

② 具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（OIL）を設定する。防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果を OIL に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応する OIL の初期設定値として設定した内容は、表のとおりである。同表の値は、東京電力株式会社福島原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定したものである。

表 1-7-5 OIL と防護措置について

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値[*1] | | | 防護措置の概要 |
|-------------|-----------------|--|---|---------------|----------------------|--|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上 1 m で測定した場合の空間放射線量率[*2]) | | | 数時間内を目途に区域を特定し、避難などを実施。 (移動が困難者の一時屋内退避を含む) |
| | O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線 : 40,000cpm[*3] (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β 線 : 13,000cpm[*4] 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率) | | | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。 |
| 早期防護措置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物[*5]の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度以内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上 1 m で測定した場合の空間放射線量率[*2]) | | | 1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 |
| 飲食物摂取制限[*8] | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h [*6] (地上 1 m で測定した場合の空間放射線量率[*2]) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取制限をする際の基準 | 核種[*6] | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg[*8] | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1 Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | |

[*1]「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

[*2]本値は、地上1 mで計測した場合の空間放射線量率[*10]である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

[*3]我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器（サーベイメータ）を利用した場合の計数率[*11]であり、表面汚染密度[*12]は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

[*4] [*3]と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

[*5]「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

[*6]実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

[*7]その他の核種の設定も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6の値を参考として数値を決定する。

[*8]根菜、芋類を除く野菜類が対象。

[*9] IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種[*13]濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行なうとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行なえることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

[*10] 対象とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間放射線量率という。

放射線の量を物質が放射線から吸収したエネルギー量で測定する場合、線量率の単位は、Gy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）及びμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。原子力発電所等の原子力施設では、周辺環境の安全を確かめるため、モニタリングステーション及びモニタリングポストを施設周辺に設置し、環境中の空間放射線量率を連続して測定している。

（公益財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」）

[*11]測定器（検出器？）に単位時間当たり計測される数。（cpm = 1分間当り計測される放射線数。）

[*12]単位面積当りの放射能のこと。単位はBq/cm²である。（公益財団法人 原子力安全研究協議会 緊急被ばく医療研修のホームページ 用語集）

表面汚染測定用のGMサーベイメータは、購入時又はメーカー等による点検時に行なわれる校正試験により、機器ごとに計数率（1分間あたりのカウント：cpm）から表面汚染密度（Bq/cm²）に換算する計数又は計数率から放射能（Bq/cpm）に換算する計数が与えられてる。読み取った計数率に換算計数を乗じて得た値が表面汚染密度（Bq/cm²）として換算し、汚染面積（cm²）を乗じるとその範囲に付着している合計の放射能が（Bq）が求められる。

使用するサーベイメータに計数率から放射能（Bq/cpm）に換算する計数が与えられている場合には、読み取った係数数率に換算計数を乗ずると、サーベイメータの入射窓面積と同じ面積全体の放射能（Bq）の値となる。例えば、端窓型GMサーベイメータは入射窓が直径約5 cmで、入射窓の面積は約20 cm²となる。したがって、換算計数を乗じて得られた放射エネルギーを20 cm²で除した値が表面汚染密度となる。このようにして得られた表面汚

染密度 (Bq/cm²) に汚染面積 (cm²) を乗じると、その範囲に付着している放射能 (Bq) が求められる。
(公益財団法人 原子力安全研究協議会 緊急被ばく医療研修のホームページより)

【*13】放射性同位元素 (ラジオアイソトープ) のこと。

同一元素に属する (すなわち同じ原子番号Zをもつ) 原子の間で原子量Aが異なる原子を同位元素という。このうち放射能をもつ同位元素を放射性同位元素とよぶ。例えば天然に存在する原子番号19のカリウムは原子量39のK-39、原子量40のK-40、原子量41のK-41の3種類がある。このうちK-39とK-41は放射能をもたないので安定元素と呼ぶが、K-40は放射能をもつので放射性同位元素という。放射性同位元素は放射性核種と同義語である。我が国ではR Iと略称する。

(公益財団法人 原子力安全研究協議会 緊急被ばく医療研修のホームページ 用語集)

【単位】

Gy (グレイ) : 放射線のある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を吸収線量とよび、単位としてグレイ (Gy) が用いられる。

1グレイは、放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュール[*14]のエネルギーを吸収したことに相当する。

この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質 (人体を含む) に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。

Bq (ベクレル) : 放射能の量を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

Sv (シーベルト) : シーベルト (Sv) は、被ばくによる確率的影響 (がん、遺伝性影響など) の生じるリスクを推定するための尺度となる線量 (等価線量[*15]及び実効線量[*16]) の単位である。等価線量は各組織・臓器の吸収線量 (Gy) に放射線の種類及びエネルギーによる確率的影響の差を補正する放射線荷重係数[*17]を乗じて求められ、実効線量は各臓器・組織の等価線量にその組織・臓器の組織荷重係数[*18] (全体を1として規格化) を乗じて総和したもので求められる。

(公益財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」)

【*14】ジュール (英: Joule、記号: J) は、SI (国際単位系) におけるエネルギー、仕事、熱量、電力量の単位である。

SI や日本の計量単位令では、1つ目に掲げた定義を用いて、「1ニュートンの力が力の方向に物体を1メートル動かすときの仕事」と定義している。地球上でおよそ102グラム (小さなリンゴくらいの重さ) の物体を1メートル持ち上げる時の仕事に相当する。

(ウィキペディアから抜粋)

【*15】等価線量は、人体の各組織・臓器の確定的影響が発生しないしきい値未満の被ばくによる確率的影響の指標になる線量である。確率的影響の発生確率は、放射線の種類やエネルギーにより異なるため、放射線の種類・エネルギーによる違いを補正する放射線荷重係数を、組織・臓器の吸収線量に乗じて求めることができ、各組織・臓器の確率的影響を全ての放射線に対して、共通の尺度で評価することができる。単位にはシーベルト (Sv) が用いられる。

【*16】被ばくによる確率的影響 (がん、遺伝性影響[*19]など) は、各臓器・組織によって影響の生じる度合いは異なる。この組織・臓器ごとに異なった影響を、全身が均等に被ばくした場合と共通の尺度で表した線量が実効線量である。実効線量は単位にはシーベルト (Sv) が用いられる。

実効線量は、生物学的な効果を考慮した値であり、各臓器・組織の等価線量に各臓器・組織の組織荷重係数を乗じ、それらを総和したもので求められる。この実効線量により、放射線による確率的影響を、外部被ばくと内部被ばくを合算して評価できる。

【*17】放射線荷重係数は、放射線の種類とエネルギーによって異なる確率的影響の発生リスクを、全ての放射線に対して共通の尺度で評価するための補正係数である。放射線の種類とエネルギーごとに与えられており、等価線量を計算するときに使用する。

| 放射線の種類・エネルギーの範囲 | 放射線荷重係数 (WR) |
|-------------------------------------|--------------|
| 光子 (X線・ γ 線) ; 全てのエネルギー | 1 |
| 電子 (β 線) およびミュー粒子 ; 全てのエネルギー | 1 |
| 中性子 ; 10KeV 以下 | 5 |
| 10KeV~100KeV | 10 |
| 100KeV~2MeV | 20 |
| 2MeV~20MeV | 10 |
| 20MeV 以上 | 5 |
| 反跳陽子以外の陽子 : エネルギー2MeV 以上 | 5 |
| アルファ粒子 (α 線) | 20 |
| 核分裂片 | 20 |
| 重原子核 | 20 |

※eV (電子ボルト・エレクトロンボルト : 素粒子分野の粒子のエネルギーを表す単位)

1 eV というのは、1 V の電位差 (電圧) で電子を加速するときに電子が得る運動エネルギーのことである。プラスとマイナスの電極の間の電位差が 1 V なら、電子はこの電極の間の電場に加速されて移動する間に、必ずこれだけのエネルギーを得る。(追加)

【*18】組織荷重係数は、照射された臓器・組織によりがんや遺伝的影響の程度 (放射線感受性) が異なることを考慮するために乗じる係数である。実効線量を計算するときにこの係数を等価線量に乘じ積算する。

| 組織・臓器 | 組織荷重計数 (WT) |
|-----------------|-------------|
| 生殖器 | 0.20 |
| 赤色骨髄、結腸、肺、胃 | 0.12 |
| 乳房、肝臓、食堂、甲状腺、膀胱 | 0.05 |
| 皮膚、骨表面 | 0.01 |
| 残りの組織 | 0.05 |

【*19】放射線の人体へ及ぼす影響の一つ。遺伝性影響とは、被ばくした本人のみに影響が現れる身体的影響【*20】とは異なり、被ばくした本人には現れずその子孫に遺伝性障害 (先天異常) を引き起こす影響をいう。遺伝性影響は、ショウジョウバエやマウスでの動物実験では報告されているが、ヒトでの影響は広島・長崎の原爆被爆者二世への調査で認められていない。なお、胎児期での被ばくにより生じる影響は身体的影響に区分される。

【*20】放射線の人体への影響は、身体的影響と遺伝的影響の二つに大別される。身体的影響は被ばくした本人に現れる影響をいい、被ばくした人の子孫に現れる遺伝性影響と対比される。

身体的影響は、被ばくしてから影響が現れるまでの期間（潜伏期という）により、急性（早期）と晩発に分けられる。急性の影響は、白血球の減少、脱毛などのように被ばく後比較的短期間内に現れる影響であり、一方、晩発の影響は白内障や放射性誘発がんのように長い潜伏期を経て現れる影響である。

（公益財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」）

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、雲南市地域防災計画（総則）第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

市

| 機関名 | | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|-----|------------------|---|
| 雲南市 | 雲南市 | 総務部 危機管理室 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況届出等の受理 2. 原子力防災専門官との連携に関すること 3. 原子力防災に関する広報及び知識の普及、啓発に関すること 4. 災害の各種資料の収集・整理及び保存に関すること 5. 原子力防災に関する教育・訓練に関すること 6. 災害時の通信連絡網、連絡体制の整備に関すること 7. 環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備に関すること 8. 平常時環境放射線モニタリングに関すること 9. 市災害対策本部等に関すること 10. 緊急時における国・県等との連携に関すること 11. 災害状況の把握及び情報伝達等に関すること 12. 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること 13. 住民の退避・避難、立入制限、救助等に関すること 14. 県の緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること 15. 汚染飲食物の摂取制限等に関すること 16. 緊急輸送及び必需物資の調達並びに飲料水・食糧、生活必需品の供給に関すること 17. 県の放射性汚染物質の除去に対する協力に関すること 18. 制限措置の解除に関すること 19. 防災関係者の被ばく管理に関すること 20. 災害救助法に関すること 21. 義援金の受け入れ及び配分に関すること 22. 災害応援の要請及び受け入れに関すること 23. 自衛隊の派遣要請に関すること 24. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関すること 25. 風評被害の軽減に関すること 26. 住民相談及び健康相談に関すること 27. 被災者の自立支援に関すること 28. 中小企業、農林畜水産業者等に対する支援 29. 県の行う原子力防災対策に対する協力に関すること |
| | | 政策企画部 地域振興課 | 広域避難に係る陸路による緊急輸送の確保に関すること |
| | | 健康福祉部 健康福祉総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者の避難の支援に関すること 2. 福祉施設の避難の支援に関すること 3. 福祉施設が策定する避難計画の支援に関すること 4. 緊急時医療対策に関すること |
| | | 水道局 工務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の防災管理、事後対策に関すること 2. 被災地における飲料水の確保に関すること |

| | | |
|----------|----------------|--|
| 雲南市教育委員会 | 教育委員会 教育総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関する事 2. 公立学校児童生徒の安全対策に関する事 3. 退避等に係る施設使用の協力に関する事 4. 災害時における避難先での学校の運営に関する事 |
| 雲南市立病院 | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害時の医療救護活動に関する事 2. 緊急時医療センターの支援に関する事 3. 入院患者の避難支援・避難先の確保に関する事 |

消防機関

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------|-----------------|---|
| 雲南消防本部 | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時医療センターの支援に関する事 2. 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関する事 3. 消防防災・救急活動に関する事 |
| 雲南市消防団 | 雲南市総務部 危機管理室 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事 2. 交通規制及び立入制限に対する協力に関する事 3. 警察官が行う治安維持に対する協力に関する事 |

県

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|----------|--|
| 島根県 | 原子力安全対策課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力防災に関する広報及び教育・訓練に関する事 2. 通信連絡網の整備に関する事 3. 環境放射線モニタリング設備・機器・資材の整備に関する事 4. 防護資機材の整備に関する事 5. 緊急被ばく医療設備・機器・資材の整備に関する事 6. 環境条件の把握に関する事 7. 平常時環境放射線モニタリングに関する事 8. 県災害対策本部の設置に関する事 9. 災害状況の把握及び伝達等に関する事 10. 放射性物質による汚染状況調査に関する事 11. 緊急時環境放射線モニタリングに関する事 12. 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等に関する事 13. 緊急被ばく医療活動に関する事 14. 汚染飲食物の摂取制限等に関する事 15. 緊急輸送及び必需物資の調達に関する事 16. 汚染物質の除去に関する事 17. 制限措置の解除に関する事 18. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事 19. 松江市及び周辺3市の原子力防災対策に対する指示及び指導助言に関する事 |
| 雲南警察署 | 警備課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 2. 立入り等の制限措置及び解除に関する事 3. 緊急時防護措置を準備する区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事 |

指定地方行政機関

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------------|----------------------------------|--|
| 中国管区警察 局 | 広域調整第 二課 | 1. 管内各警察の指導、調整に関する事 2. 他管区警察局との連携に関する事 3. 関係機関との協力に関する事 4. 情報の収集及び連絡に関する事 5. 警察通信の運用に関する事 |
| 中国四国防衛 局 | 企画部地方 調整課地方 協力確保室 | 1. 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整に関する事 2. 災害時における米軍部隊との連絡調整に関する事 |
| 中国財務局 (松江財務事 務所) | 総務課 | 1. 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付に関する事 2. 金融機関に対する特別措置の指示に関する事 3. 国有財産の無償貸付等に関する事 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関する事 |
| 中国四国厚生 局 | 総務課 | 独立行政法人国立病院機構との情報共有並びに密接な連携に関する事 |
| 中国四国農政 局 | 企画調整室 | 1. 農林畜産物等の安全確認のための調査への助言及び協力に関する事 2. 原子力災害時における食料等の支援に関する事 3. 農林漁業関係金融機関への金融業務の円滑な実施のための連絡調整等に関する事 |
| 近畿中国森林 管理局 | 企画調整課 | 災害対策に必要な国有林木材の供給に関する事 |
| 中国経済産業 局 | 資源エネル ギー環境部 電力・ガス事 業課 | 1. 所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に関する事 2. 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関する事 3. 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関する事 4. 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関する事 |
| 中国地方整備 局 | 企画部防災 課 | 直轄河川及び一般国道指定区間に関し、必要な措置に関する事 |
| 中国運輸局 | 島根運輸支 局輸送課輸 送担当、総務 企画担当 | 1. 自動車運送業に対する運送命令に関する事 2. 船舶運航業者に対する運航命令に関する事 3. 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事 |
| 大阪航空局 | 出雲空港出 張所 管制情報官 | 1. 災害時における航空輸送の調査及び指導に関する事 2. 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整に関する事 |
| 大阪管区気象 台 | 松江地方気 象台 | 1. 気象状況等の把握、解析に関する事 2. 緊急時モニタリングセンターへの支援に関する事 |
| 中国総合通信 局 | 無線通信部 陸上課 | 1. 非常無線通信の確保に関する事 2. 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事 |

| | | |
|-----------------|------------------|--|
| | 情報通信部 電気通信事業課 | 3. 非常事態における有線電気通信の確保に関すること |
| | 総務部総務課 | 4. 災害対策用移動電源車の貸与 |
| 島根労働局 | 総務部総務課 | 1. 産業災害防止についての監督、指導に関すること 2. 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての監督指導に関すること 3. 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導に関すること 4. 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握離職者の早期再就職へのあっ旋の実施に関すること 5. 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施に関すること。 6. 被災事業主に対する特別措置等の実施に関すること |
| 中国四国地方 環境事務所 | 総務課 | 1. 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等に関すること 2. 災害時における環境省本省との連絡調整に関すること |

自衛隊

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------|------------|--|
| 航空自衛隊第 3輸送航空隊 | 防衛部運用 班 | 緊急輸送の支援に関すること |
| 陸上自衛隊中 部方面総監部 | 防衛部 防衛課 | 1. 緊急輸送及び救護活動の支援に関すること 2. 空中モニタリングの支援に関すること |

指定公共機関

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------|--------------|--|
| 日本郵便(株)松 江中央郵便局 | 業務企画室 | 1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること 2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること 3. 被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること 4. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分に関する こと 5. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の 料金免除に関すること 6. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること 7. 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請に関するこ と 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資に関 すること |
| 西日本旅客鉄 道(株)米子支社 | 総務企画課 | 鉄道及び陸路による緊急輸送に関すること |
| 日本貨物鉄道 (株)関西支社 | 米子営業支 店 | 鉄道による緊急輸送の確保に関すること |
| 西日本電信電 話(株)島根支店 | 設備部災害 対策室 | 1. 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること 2. 緊急を要する電話通話の取り扱い |

| | | |
|---------------------------------------|---------------------|---|
| エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株) | カスタマーサービス部 危機管理室 | 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること |
| (株)NTTドコモ 中国支社島根支店 | 販売企画担当（総括担当） | 1. 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること 2. 災害非常通話の確保に関すること 3. 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること |
| KDDI(株) | 管理部 | 電気通信施設の防災管理及び応急復旧に関すること |
| ソフトバンクテレコム(株) | — | |
| ソフトバンクモバイル(株) | — | |
| 日本銀行 | 松江支店 | 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること |
| 日本赤十字社 | 島根県支部 事業推進課 | 1. 緊急時医療センターの支援に関すること 2. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること |
| 独立行政法人 国立病院機構 本部中国四国 ブロック事務所 | 総務経理課 | 医療、助産等救護活動の実施に関すること |
| 日本放送協会 (NHK) | 松江放送局 放送部 | 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関すること |
| 雲南市飯南町 事務組合 | 木次局 | 1. 緊急事態応急対策等の広報活動に関すること 2. 原子力防災に関する知識の普及に関すること |
| 西日本高速道路株式会社 | 保全サービス統括課 | 1. 道路等の防災管理及び災害復旧に関すること 2. 災害救助等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱いに関すること |
| 日本通運(株) | 松江支店木次営業所 | 陸路による緊急輸送の確保に関すること |
| 福山通運(株) | — | |
| 佐川急便(株) | — | |
| ヤマト運輸(株) | — | |
| 西濃運輸(株) | — | |
| (独)日本原子力研究開発機構 | 原子力緊急支援・研修センター | 1. 緊急時モニタリングの支援に関すること 2. 専門家の派遣に関すること 3. スクリーニングの支援に関すること 4. 住民等からの問い合わせ対応（放射線安全に関する対応）の支援に関すること |
| (独)放射線医学総合研究所 | 企画部企画課 | 1. 緊急被ばく医療活動に関すること 2. 専門機関との連携強化に関すること 3. 専門家の派遣に関すること 4. 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること 5. 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること 6. 住民相談窓口の設置等に関すること |

| | | |
|-------|---------|--|
| | | 7. 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること |
| 中国電力㈱ | 島根原子力本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力発電所の安全性の確保に関すること 2. 防災上必要な社内教育・訓練に関すること 3. 環境放射線等の把握に関すること 4. 防災活動体制の整備に関すること 5. 防災業務設備の整備（放射線（能）観測設備器材、通信連絡設備、放射線防護器材、消防救助用器材等）に関すること 6. 異常時における連絡通信体制の整備に関すること 7. 汚染拡大防止措置に関すること 8. 県、松江市及び関係周辺3市の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力に関すること |

指定地方公共機関

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------|------|---|
| ㈱山陰放送 | 松江支店 | 放送協定に基づく災害応急対策等の広報活動に関すること |
| 山陰中央テレビジョン放送㈱ | 報道部 | |
| 日本海テレビジョン放送㈱ | 松江支社 | |
| ㈱FM山陰 | 放送部 | |
| 雲南市医師会 | 事務局 | 負傷者等の医療、助産、救護に関すること |
| 島根県LPガス協会 | — | <ol style="list-style-type: none"> 1. LPガス施設の防災管理と災害復旧に関すること 2. LPガスの供給に関すること |
| 社団法人島根県トラック協会雲南地区会員 | 事務局 | 陸路による緊急輸送の確保に関すること |

その他公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------|-------|--|
| 平成記念病院 | 総務課 | 1. 原子力災害時の医療救護活動の支援負傷者等の医療、救護に関すること |
| 雲南農業協同組合 | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 農畜産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3. 放射性物質による汚染農林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること 4. 避難者の一時収容、応急措置についての協力に関すること 5. 原子力災害に関する広報に関すること 6. 組合員への支援に関すること |
| 大原森林組合 | 総務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 協定に基づく生活関連物資の確保に関すること 2. 林産物の汚染調査等に対する協力に関すること 3. 放射性物質による汚染林産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること 5. 原子力災害に関する広報に関すること 6. 組合員への支援に関すること |
| 飯石森林組合 | 総務課 | |
| 斐伊川漁業協同組合 | 組合事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産物の汚染調査等に対する協力に関すること 2. 放射性物質による汚染水産物の出荷制限及び生鮮食料品の供給に関すること |

| | | |
|-------------------------------|----------|--|
| 雲南市商工会 | 雲南市商工会本所 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時応急対策に必要な資機材の確保に対する協力・斡旋に関すること 2. 放射性物質による汚染農林水産物の出荷制限に関すること 3. 原子力災害に関する広報に関すること 4. 会員事業所への支援に関すること |
| 指定避難所管理者 | | 退避施設としての協力に関すること |
| 雲南市建設業協会 | 事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 陸路による緊急輸送の確保に関すること 2. 災害復旧に関する事業の協力に関すること |
| 雲南市社会福祉協議会 | 総務課 | 災害関係機関が実施する原子力防災対策の協力に関すること |
| 防災上必要な施設の管理者 社会福祉施設 経営者 | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設入所者などの避難計画の策定に関すること 2. 施設入所者の安全確保に関すること 3. 災害関係機関が実施する原子力防災対策の協力に関すること |

原子力規制庁

| 機関名 | 連絡窓口 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------|----------------|--|
| 島根原子力規制事務所 | 原子力保安検査官 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力事業所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について巡視検討等に関すること 2. 警戒事象及び特定事象発生後の施設の状況確認に関すること |
| | 原子力防災専門官 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 県、市への防災計画策定等に対する指導助言等に関すること 2. 中国電力(株)への防災業務計画等に対する指導、助言等に関すること 3. 緊急時におけるプラント状況の把握、オフサイトセンターにおける原子力災害対応の機能の確立等に関すること |
| | 地方放射線モニタリング対策官 | 緊急時モニタリング計画の作成助言、緊急時モニタリングセンター長の補佐等に関すること |

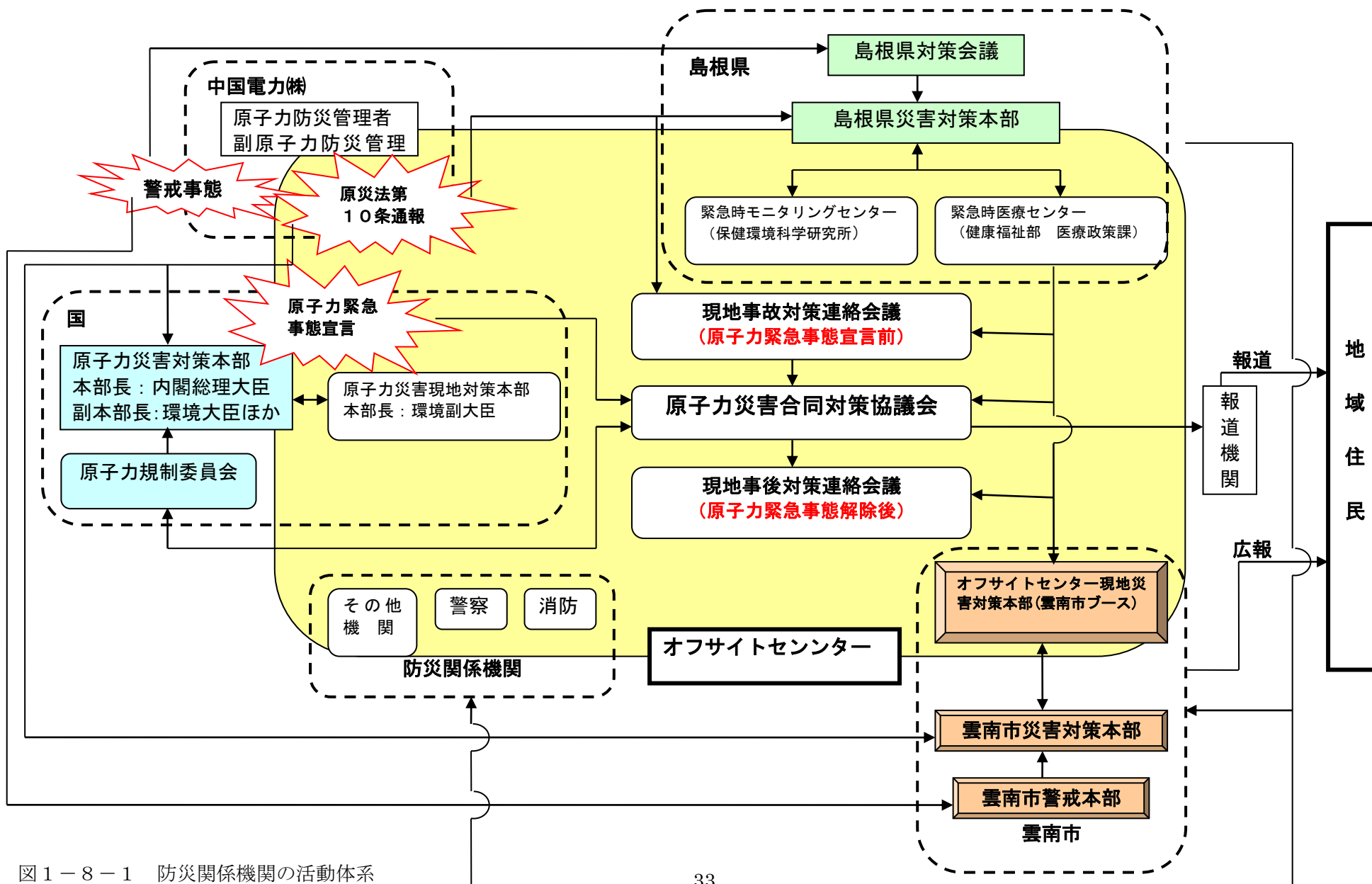


図 1 - 8 - 1 防災関係機関の活動体系

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 中国電力㈱との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 市は、中国電力㈱が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 中国電力㈱が県に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者[*]の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

[*] 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者は、原災法第9条により、中国電力㈱が原子力事業所ごとに選任しなければならない管理者で、島根原子力発電所の原子力防災業務を統括・管理する責任者。副原子力防災管理者の選任も必要。選・解任時には、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。事故時には、異常事態が発生したときの通報・原子力防災要員の呼集・応急措置の実施、平常時には放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検・原子力防災訓練・原子力防災要員に対する防災教育などを行う。

第3節 立入検査の同行並びに報告の徴収

(1) 市は、必要に応じ中国電力㈱から島根県を通じた報告及び島根県が実施する適時適切な立入検査に同行すること等により、中国電力㈱が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

(2) 立入検査に同行する市の職員は、市長から権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して立入検査に同行するものとする。

第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

(1) 市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、島根原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、次の事項等について実施するものとする。

- ① 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- ② 発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- ③ 防災訓練の実施
- ④ オフサイトセンターの防災拠点としての活用
- ⑤ 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- ⑥ 緊急時の情報収集・整理と事態の説明
- ⑦ 事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応

原子力防災専門官の事務所

名称 原子力規制委員会 原子力規制庁 島根原子力規制事務所
原子力防災専門官事務室

所在地 松江市内中原町5番地（島根県原子力防災センター内）

(2) 市は、県や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と連携を図り、実施するものとする。

地方放射線モニタリング対策官

文部科学省放射線環境対策室は環境の放射能調査と監視、それによる放射線障害の防止対策等を担当し、地方の放射能調査と放射能水準の把握のための監視や測定に関する専門的事項について、その処理に当たる地方放射線モニタリング対策官3名が置かれている。

(文部科学省ホームページ)

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、中国電力㈱、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、中国電力㈱その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、中国電力㈱、その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 中国電力㈱からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

情報収集先は指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人）等

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用

できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会[*]と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

[*]非常通信協議会

電波法第74条の2の規定により国、地方公共団体、電気通信事業者等（無線設備及び有線設備）の防災関係機関で構成する協議機関

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、警察無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

各機関の有している防災要員及び防災資機材についての情報も相互に把握しておくものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、中国電力(株)その他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、島根原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

整備を行うべき資料

① 島根原子力発電所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 施設の配置図

市は、①の資料については、国がオフサイトセンターに備え付ける資料から、必要なものの写しを災害対策本部に備え付けるものとする。

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（島根原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者等

の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)

- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の防災上特に配慮すべき施設（保育所、幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障がい福祉施設）に関する資料（島根原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 拠点となる緊急被ばく医療機関に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（過去30年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の見込み地点図、及び環境試料採取の見込み地点図
- ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
- エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア 中国電力㈱を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ 島根原子力発電所との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

- ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

3. 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、島根原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、電気通信事業者に対する移動通信基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

① 防災行政無線の整備

市は、移動系防災無線及び同報系防災無線の設置を促進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星

車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑤ 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

⑥ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

⑦ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

マニュアル等の作成にあたり、オフサイトセンターへの職員の派遣等、国との連携が必要な事項については、原子力防災専門官等と調整をするものとする。

マニュアルを作成した場合、職員に周知するとともに、定期的に訓練等を行い、活動手順、使用資機材の取り扱い等の習熟、職員間及び関係機関との連携について徹底を図るものとする。

(2) 警戒事態又は施設敷地緊急事態における市の災害対策本部体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターに職員を派遣し、原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部からの情報収集のため、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

警戒事態におけるオフサイトセンター（原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部）

規制庁は、警戒事態が発生した島根原子力発電所に係るオフサイトセンターに原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部（総括：原子力規制事務所（島根原子力発電所に係る原子力規制事務所のことをいう。以下同じ。）副所長若しくは防災専門官。以下「事故現地警戒本部」という。）を設置するとともに、施設敷地緊急事態への進展に備え原子力地域安全総括官をオフサイトセンターに派遣する準備を行う。

(原子力災害対策マニュアル)

施設敷地緊急事態におけるオフサイトセンター（原子力規制委員会原子力事故現地対策本部）

規制庁は、環境副大臣（又は環境大臣政務官）、原子力地域安全総括官及び担当職員をオフサイトセンターへ派遣するとともに、原子力緊急事態への進展に備え関係省庁及び指定公共

機関等に対し、現地立上げ要員となる関係職員及び専門家の派遣準備を要請する。
 また、規制庁は、オフサイトセンターに原子力規制委員会原子力事故現地対策本部（以下「事故現地対策本部」）を立ち上げるとともに、関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のため現地事故対策連絡会議を開催する。

（原子力災害対策マニュアル）

（3）現地事故対策連絡会議（施設敷地緊急事態）への職員の派遣体制

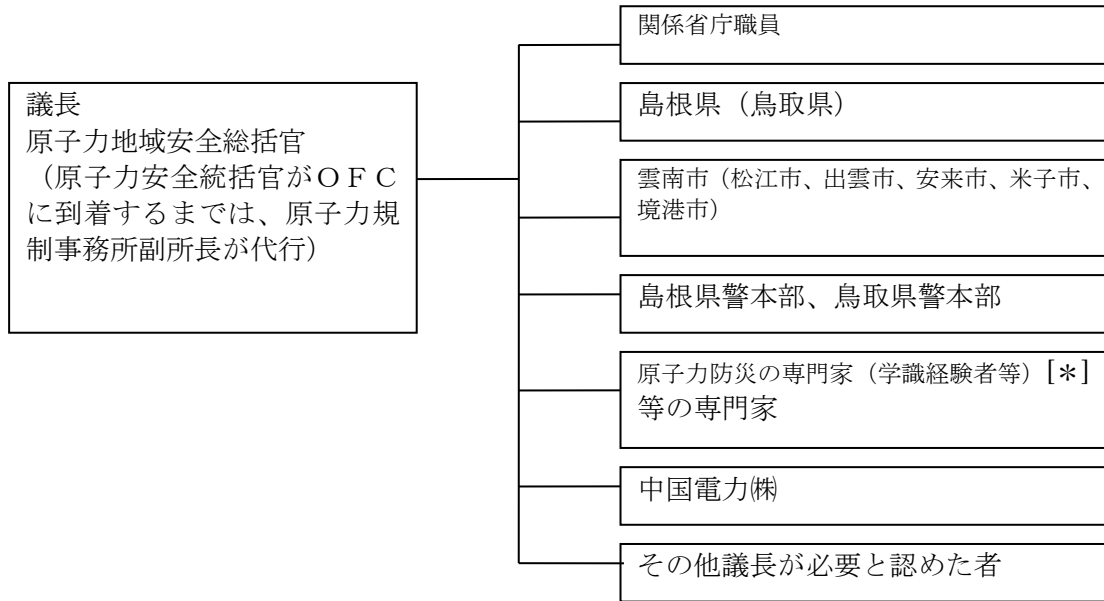
国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

【参考】現地事故対策連絡会議においては、以下に掲げる情報の共有を図る。

- ① 発電所関連情報（事故の状況、事故対応体制等）
- ② モニタリング関連情報（事故対応体制、モニタリング情報等）
- ③ 島根県関連情報（事故対応体制、専門家の派遣要請、広報等）
- ④ 雲南市関連情報（事故対応体制、広報、住民状況等）
- ⑤ 警察、消防関連情報（事故対応体制等）
- ⑥ 国関連情報（事故の見通し、事故対応体制等）

（資料：オフサイトセンター運営要領）

図 2 - 6 - 1 現地事故対策連絡会議の構成



【*】原子力防災の専門家（図中）

原子力災害対策マニュアル 「資料 4 原子力災害時に召集する専門家リスト」による。

2. 災害対策本部体制等の整備（原災法第10条の通報すべき基準）

市は、原災法第10条の通報すべき基準（施設敷地緊急事態）の通報があった場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めしておくものとする。また、必要に応じて、オフサイトセンターに設置する雲南市の現地災害対策本部（以下「オフサイトセンター現地災害対策本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めしておくものとする。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

① 災害対策本部及びオフサイトセンター現地災害対策本部等の設置場所

原則として雲南市災害対策本部は市庁舎内に、オフサイトセンター現地災害対策本部はオフサイトセンターに設置するものとする。

② 職務権限

本部長、本部員が参集するまでの措置、参集できない場合の専決、代決規程その他について運営要領（毎年度雲南市災害応急対策において定める。）に定めしておくものとする。

③ 参集配備体制

参集配備体制については、島根原子力発電所の立地状況、職員の役割・職階、原子力災害の特性、市職員の居住地等の事情を踏まえ定めるものとする。

3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、島根県及び鳥取県とともに原子力災害合同対策協議会[*]を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び中国電力㈱の代表者から権限を委任された者から構成され、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めしておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、島根県、鳥取県、市、関係機関及び中国電力㈱等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めおくものとする。

[*] 原子力災害合同対策協議会

原子力緊急事態宣言があったときは、現地本部及び当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態宣言に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策会議を組織する。

(原子力災害対策マニュアル)

【参考】

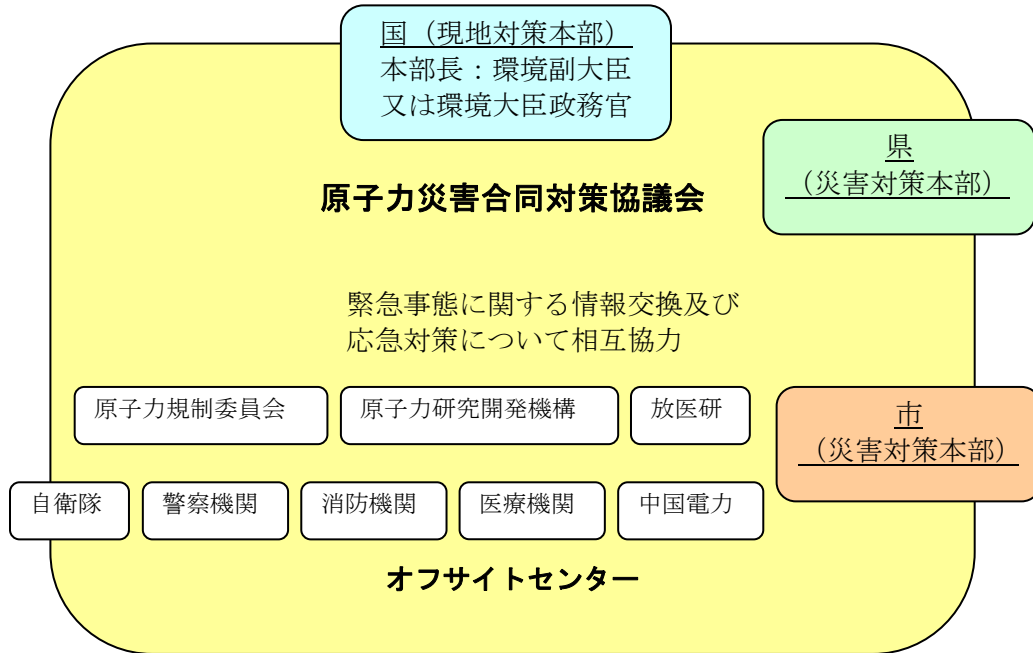
原子力災害合同対策協議会の目的等

○目的：当該原子力緊急事態に関する情報の共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等

○本部長：（環境副大臣又は環境大臣政務官）

- 事務局長：原子力規制庁原子力地域安全総括
 ○事務：現地本部事務局総括班が行う。
 ○開催場所：オフサイトセンター

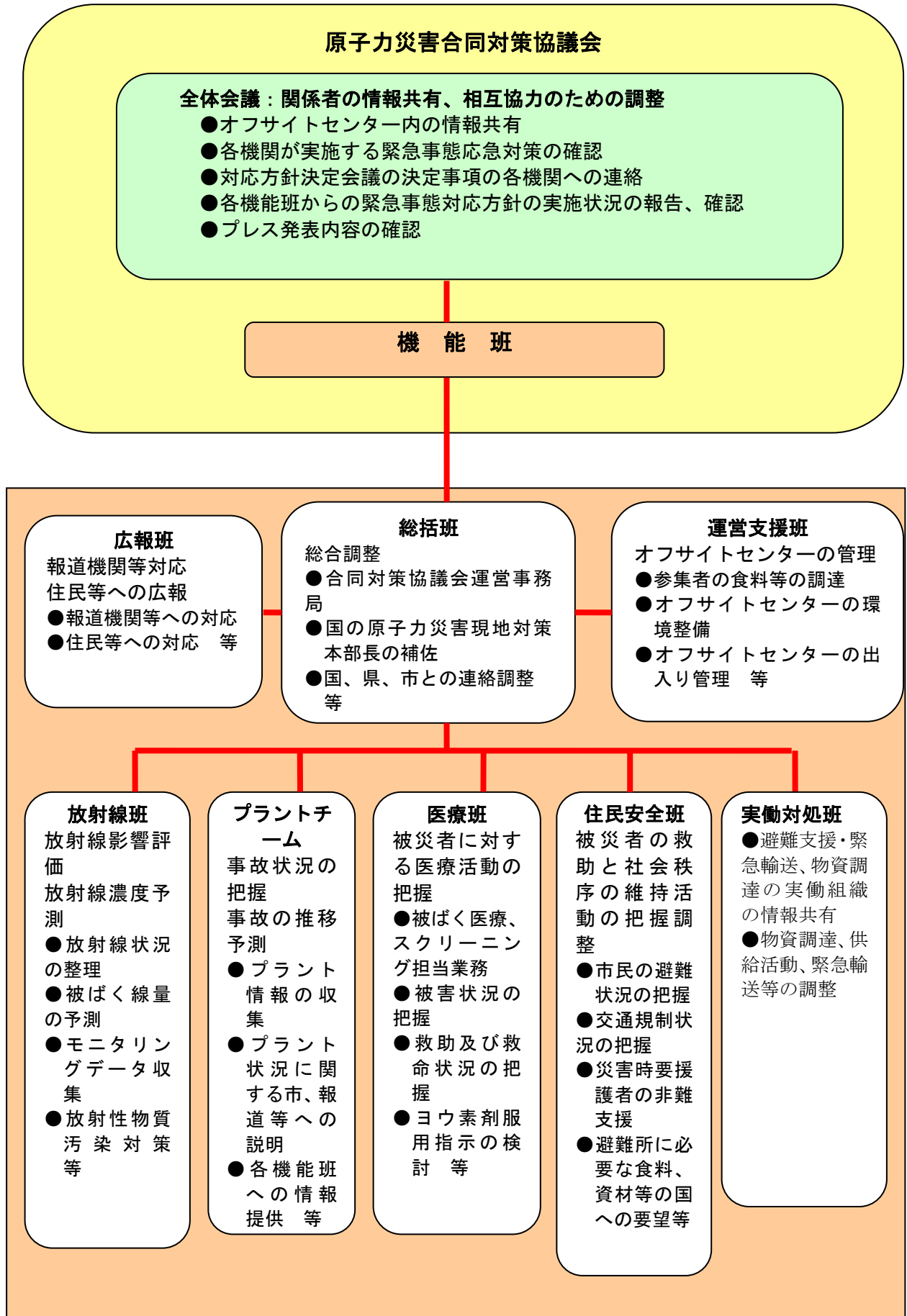
図 2-6-3 ① 原子力災害合同対策協議会の構成



原子力災害合同対策協議会の運営事務局として、機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実働対処班）が組織され、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及び各種防護対策措置の検討、支援を行う。

※ 「放医研」：独立行政法人 放射線医学総合研究所 の略

図 2-6-3-② 原子力災害合同対策協議会及び機能班の構成並びに業務等



4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、中国電力(株)、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、中国電力(株)との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

応援協定の締結については、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結についても考慮する。

中国電力(株)との緊急時における協力の内容については、原子力事業者防災業務計画で定めておくものとするが、その他必要な事項がある場合には、協定などを締結しておくものとする。

8. オフサイトセンター

市は、国及び県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

9. モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、中国電力(株)及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、県の実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備するものとする。

10. 専門家の派遣要請手続き

市は、中国電力㈱より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

原災法施行令第5条の規定により、派遣を要請する事由その他必要な事項を記載した文書によるものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

11. 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

12. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県、中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

避難は、その実施状況等により、以下の2つの類型に分類される。

- (1) 避難(evacuation)：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
- (2) 一時移転(temporary relocation)：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

UPZにおける避難計画の作成においては、OILの値に基づく避難方法（evacuation か temporary relocation か）の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について定めるものとする。

市は、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

避難計画作成にあたりあらかじめ定めておくべき事項

- ◆ 人口
- ◆ 避難所 ……名称、所在地、収容可能者数

- ◆ 避難集結場所
- ◆ その他必要な事項

2. 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

市は、交流センター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、市は指定緊急避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

【指定緊急避難場所】

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

【指定避難所】

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、原子力緊急事態には、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、原子力緊急事態における避難所への物資等の搬送体制を整備しておくものとする。

3. 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者（市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

(2) 市は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

5. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

8. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県の支援のもと、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な人員等を確保するものとする。

10. 避難場所・避難方法等の周知

市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び中国電力㈱の協力のもと、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限等に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材等の整備に努めるものとする。

この場合、資機材には、汚染地域で活動する防災業務関係者等の救急活動を実施するための者の防護装備を含むものとする。

2. 救助・救急機能の強化

市は県及び中国電力(株)と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、P A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6. 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び中国電力㈱と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。
また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
情報伝達の際の役割等の明確化には、責任の明確化も含むものとする。
- (2) 市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市町村防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- (3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
原子力災害の特殊性に鑑み、住民等が、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、災害対策本部の指示に従って秩序ある行動をとれるように、報道機関の協力も得ながら普段から原子力防災に関する知識の普及及び啓発を行う必要がある。
その内容は、住民等が理解しやすく具体的に定めるものとし、かつパンフレット、ビデオ、ホームページ（インターネット）等の多様性を持たせるとともに訴求効果の高い普及・啓発手段の活用に意を払うことが望ましい。また、視聴覚や言語等の理解能力に困難さを有する要配慮者に対しては、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、要配慮者に配慮した普及・啓発方法を工夫するものとする。
- (5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、告知放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用、防災行政無線等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第 13 節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

市庁舎の退避先は、原則としてUPZ（原発から概ね30km圏）外に、職員の宿舎又は物資の集積場所等、施設の利便性を考慮して定めるものとし、万が一第1順位の施設が立ち退きの勧告又は指示を受け避難できない場合等には第2順位とする次に掲げる施設に退避するものとする。また、複合災害を想定し、臨機に対応がとれるよう避難先施設の確保に努めるものとする。

表 2-1-1 庁舎の業務を行うべき退避先施設

| 順位 | 業務を行うべき退避先施設の名称 | 住所 |
|----|-----------------|----------|
| 1 | 吉田総合センター | 雲南市吉田町吉田 |
| 2 | 掛合総合センター | 雲南市掛合町掛合 |

第 14 節 原子力防災に関する知識の住民等に対する普及と啓発

(1) 市は、国、県及び中国電力㈱と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

防災教育は防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により実施するものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 島根原子力発電所の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
- ⑩ 飲食物の摂取制限に関すること
- ⑪ その他必要事項

(2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(5) 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えて

いくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

人材育成にあたっては、全ての関係機関が協調して緊急時対応を取れる体制を構築する必要があることを踏まえ、担当者の能力（放射線の基礎知識、防災体制、防護対策の枠組み、関係機関の役割分担、緊急時対応手順、一般災害の基礎知識を理解していること等）を育成するよう配慮するものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 島根原子力発電所の概要に関すること（原子力安全対策及び原子力災害対策に関する事項を含む。）
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること（防災資機材の使い方、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意点に関する事項を含む。）
- ⑤ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること（緊急時モニタリング等の結果の解釈の仕方に関する事項を含む。）
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること（スクリーニング作業の実施手順、住民等に対する心のケアやリスクコミュニケーションに関する事項を含む。）
- ⑩ その他緊急時対応に関すること

第16節 防災訓練等の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、中国電力㈱等関係機関の支援のもと、

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急被ばく医療訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民避難訓練（災害時要援護者の避難を想定した避難訓練を含む。）
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

訓練計画の策定にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ◆ 訓練の目的に応じて適切な訓練のタイプ（通報訓練、初期対応訓練、机上訓練、総合防災訓練、野外訓練等）及び対象者を選定するものとする。

- ◆ 事故や対応のスケールを考慮した種々の訓練を計画するものとする。
- ◆ 訓練目的・達成目標を考慮に入れた長期的かつ体系的な一連の訓練計画を策定し、適切な間隔で訓練を繰り返し実施するものとする。

緊急時通信連絡訓練については、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施するものとする。

緊急時モニタリング訓練では、緊急事態の規模及び事故の発展を想定し、これに応じて国が測定の優先順位、対象および方法等を定めた緊急時モニタリング実施計画を策定したと仮定して訓練を行うものとする。

緊急被ばく医療訓練又は周辺住民避難訓練には、緊急時における安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する事項を含むものとする。

住民等に対する情報伝達訓練においては、伝えられるべき内容、その優先度を勘案して、わかりやすい表現で、誠実に、正確に、時期を逸することなく、情報提供が行われるように実践し、確認するものとする。

(2) 市は、原子力防災会議[*]及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

[*] 原子力防災会議は、2012年（平成24年）の原子力基本法改正に伴い、内閣に設置された行政機関である。同年に新設される原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針に基づき、平時から原子力事故による災害対策を推進する常設機関である。議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、その他の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者、原子力規制委員会委員長が就く。また、すべての国務大臣、内閣危機管理監、および、その他の副大臣・大臣政務官・関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者が議員となる。また、事務局員として原子力防災専門官が任命されている。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、中国電力㈱等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、中国電力㈱等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、中国電力㈱の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価及び訓練参加住民のアンケート等により、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

チェックすべき項目

- ①災害対策本部設置運営訓練では
 - ア. 職員の非常参集時間
 - イ. 担当職員不在の場合の代替措置
 - ウ. 通信手段の確保
 - エ. 必要な資料の準備状況 等
- ②住民避難訓練では
 - ア. 住民広報の状況
 - イ. 住民への周知の徹底
 - ウ. 要配慮者に対する措置状況
 - エ. 住民の移送状況
 - オ. 避難の確認作業の状況 等

第 17 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（事業所外運搬）

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、中国電力㈱と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、中国電力㈱等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第 18 節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、**情報収集事態**、**警戒事態**又は**施設敷地緊急事態**が発生した場合の対応及び**全面緊急事態**に至ったことにより原災法第15条に基づく**原子力緊急事態宣言**が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合[*]であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

[*] これら以外の場合とは、核燃料物質の輸送時における事故への対応等、当面の間、柔軟な対応を行うにあたって参考とする場合などである。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。

「警戒事態に該当する自然災害」は、以下のとおり。

- ・原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ・原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。
- ・東海地震注意情報が発表された場合。

原子力規制委員会が判断する警戒事態の例は、以下のとおり。

- ・事故故障等に関する法令報告（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条等）
- ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する安全審査指針（平成2年旧原子力安全委員会決定）上の過渡事象（外部電源の喪失等）

- ② 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。

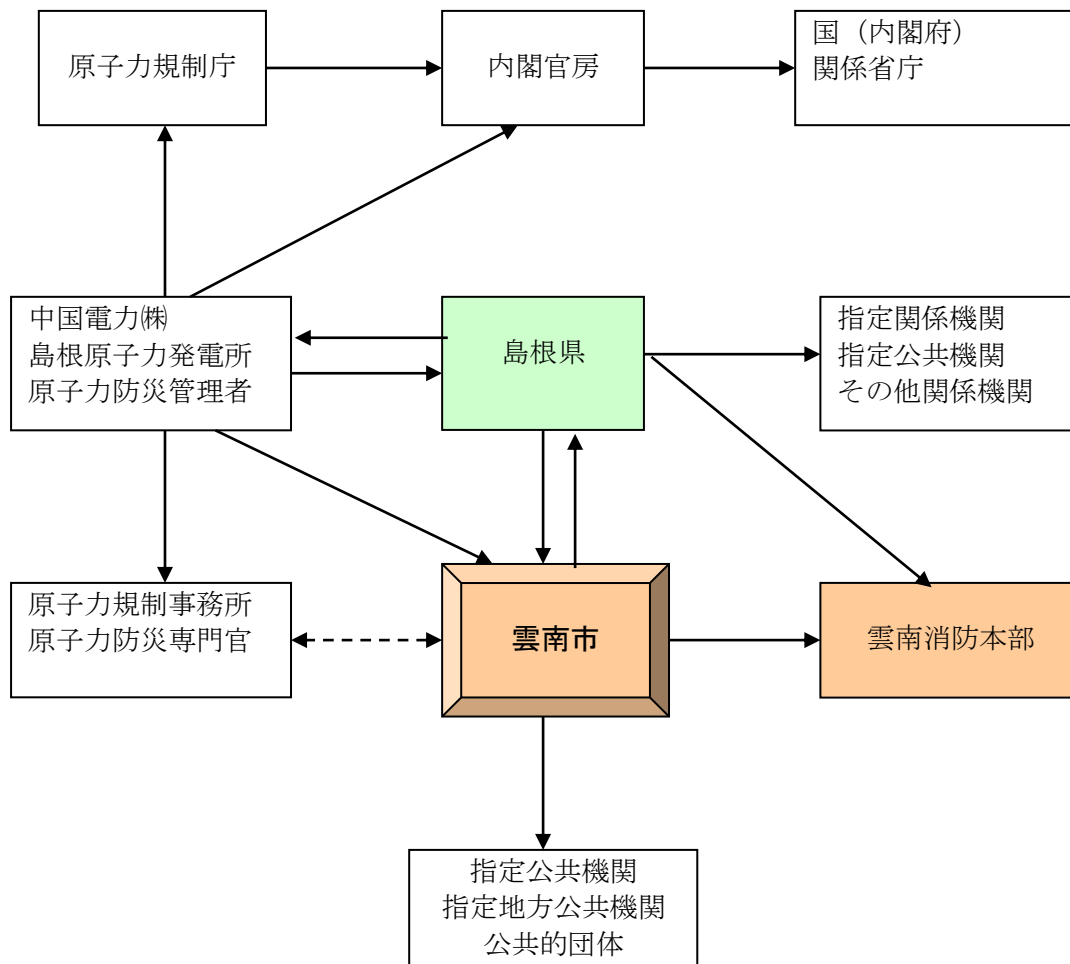
(3) 島根原子力発電所からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

- ① 島根原子力発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する島根原子力発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

ただし、通報を受けた事象に対する島根原子力発電所への問い合わせは、原則として所在市をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとする。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と**原子力緊急事態宣言**を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じP A Zを含む市町村に対し、住民の避難準備を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。
- ③ 市は、島根原子力発電所及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
指定地方公共機関への連絡については、県と重複しないよう調整するものとする。
- ④ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡することとされている。

図3 - 2 - 1 施設敷地緊急事態等発生時の通報・連絡系統



2. 施設敷地緊急事態応急対策等活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後（原子力緊急事態前）の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 中国電力㈱は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、島根原子力発電所の応急対策活動の状況及び島根原子力発電所に設置された事故対策本部設置（緊急時対策本部）の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する島根原子力発電所等への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、島根原子力発電所等から連絡を受けた事項、島根原子力発電所の応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
現地事故対策連絡会議が機能する前の原子力規制委員会との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとする。
- ③ 市は、指定地方公共機関との間において、島根原子力発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、島根原子力発電所の応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- ④ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の準備状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ⑤ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。
現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 中国電力㈱の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。原則として、原子力事業者への問い合わせは、所在市をはじめ原子力規制委員会及び県に限るものとしている。
- ② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び中国電力㈱その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ④ 原子力災害合同対策会議 総括班は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ中国電力㈱、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3. 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングの実施等について国や県等の関係機関に協力する。

第3節 活動体制の確立

1. 市の活動体制

(1) 原子力災害対策のための警戒態勢

① 警戒態勢

市は、情報収集事態若しくは**警戒事態**の発生を認知した場合又は**施設敷地緊急事態**発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び中国電力(株)等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

市は、警戒態勢をとったときは**警戒本部**を設置するものとし、警戒本部の本部長は副市長とする。

② 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、原子力防災専門官、島根原子力発電所等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 警戒本部本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

(2) 災害対策本部の設置等

① 市は、原災法第10条による施設敷地緊急事態の通報があった場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする**災害対策本部**を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする「オフサイトセンター現地災害対策本部」をオフサイトセンターに設置するものとする。

また、市が必要と認め、災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。

② オフサイトセンターに派遣する職員

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

第3順位 総務部次長

(3) 現地事故対策連絡会議機能班に派遣する職員

市は、機能班として広報班、放射線班、住民安全班等、必要に応じて情報収集のための必要な人員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

表 3 - 3 - 1 災害体制の設置基準

| 区分 | 体制 | 設置基準 |
|----------------------|--|--|
| 情報収集事態 | 総務部危機管理室職員を配備 | ◇松江市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態（県で震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。） |
| 警戒事態 | 警戒本部の設置 ・原子力災害関係部・課の所要人員 | ◇警戒事象発生のお知らせがあったとき ◇島根県対策会議設置時 |
| 施設敷地緊急事態 | 災害対策本部の設置 ・原子力災害関係部・課の所要人員 ・災害応急対策に必要な関係部・課の所要人員 | ◇施設敷地緊急事態（原災法 10 条）発生のお知らせがあったとき ◇県からモニタリングポストにおいて原災法 10 条に定める基準以上の放射線量が検出された旨の連絡があったとき ◇その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき |
| 全面緊急事態（フェーズ 1：初動対応） | ・応急対策の内容により最大全職員とする | ◇内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出されたとき ◇その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき |
| 全面緊急事態（フェーズ 2：初動対応後） | ・応急対策の内容により最大全職員とする | ◇内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が発出された後 |
| 原子力災害事後対策（災害復旧体制） | ・事後対策の内容により最大全職員とする | ◇原子力緊急事態宣言（原災法 15 条）が解除された後 |

(4) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。

ただし、広域避難等の応急対策における初動において、人員等の不足が生じないように柔軟に運用できる体制とする。

- ① 災害対策本部の本部長は市長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

なお、市長が不在等の場合には、以下の順位で権限を委譲する。

- 第 1 順位 副市長
- 第 2 順位 統括危機管理監
- 第 3 順位 総務部長

上記の職員等のうち、オフサイトセンター現地対策本部に派遣する職員等と競合する場合は、当該職員等の直近下位の職員等とする。

- ② 災害対策本部が設置された場合の災害体制別の動員計画は、別に定める。

(資料)

雲南市災害対策本部組織図
災害体制別動員計画

別表 3 - 3 - 1 災害対策本部の事務分掌

- ③ 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、島根原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

表 3-3-1 災害対策本部の事務分掌表

| 部 | 部長職 | 班名 | 班長職 | 構成課(室)名 | 事務分掌 |
|-------|--|---------|---------------------------------|-----------------------------------|---|
| 総務部 | 総務部長 (副) 統括検査監 統括危機管理監 総務部次長 | 事務局 | 統括危機管理監 (兼) 危機管理室長 | 危機管理室 | ①災害・被害・気象情報の収集及び伝達に関する事 ②被害の集計発表及び報告に関する事 ③災害体制の指示及び伝達に関する事 ④防災無線等の災害通信設備に関する事 ⑤警戒本部及び災害対策本部の運営に関する事 ⑥オフサイトセンター及び原子力合同対策協議会に関する事 ⑦防護対策実施上の企画調整に関する事 ⑧災害対策に係る総合調整に関する事 ⑨緊急時モニタリングセンターへの協力に関する事 ⑩モニタリング情報等の収集及び伝達に関する事 ⑪消防署、消防団との連絡調整に関する事 ⑫災害救助、救急の総括に関する事 ⑬消防団員の動員及び配備計画に関する事 |
| | | 総務班 | 総務課長 | 総務課 | ①各部、各班との連絡調整に関する事 ②本部長の命令及び指示の伝達に関する事 ③関係機関との連絡調整に関する事 ④情報の授受及び整理に関する事 ⑤警戒本部及び災害対策本部の運営支援に関する事 ⑥本部要員の装備用具に関する事 ⑦原子力防災資機材の確保に関する事 ⑧事務局の応援に関する事 |
| | | 渉外班 | 秘書室長 人権センター次長 政策企画部情報政策課長 | 秘書室 人権センター (政策企画部) 情報政策課 | ①報道機関への緊急時広報に関する事 ②報道機関との連絡調整に関する事 ③報道内容の把握に関する事 ④本部長及び副本部長の秘書に関する事 ⑤災害見舞い視察者の接遇に関する事 ⑥市民への広報・広聴活動に関する事 ⑦災害記録誌等の製作に関する事 |
| | | 人事班 | 人事課長 行財政改革推進課長 | 人事課 行財政改革推進課 | ①職員の動員及び配備計画に関する事 ②職員及び家族の被災状況の把握に関する事 ③職員の災害派遣に関する事 ④他の公共団体職員の派遣要請及び受入配備計画に関する事 ⑤職員の給食に関する事 ⑥職員の健康管理及びメンタルヘルスに関する事 ⑦職員の被ばく管理に関する事 ⑧職員の公務災害補償に関する事 |
| | | 財政班 | 財政課長 | 財政課 | ①災害対策経費の予算措置に関する事 |
| | | 管財班 | 管財課長 | 管財課 | ①災害対策用資機材の調達及び賃借に関する事 ②災害対策車両の確保及び配車に関する事 ③緊急通行車両の届出事務に関する事 ④庁内電話及び電気設備の確保に関する事 ⑤市有財産(普通財産)の緊急使用に関する事 |
| | | 情報システム班 | 情報システム課長 | 情報システム課 | ①コンピュータ施設及びネットワーク整備に関する事 |
| 政策企画部 | 政策企画部長 (副) 政策企画部次長 | 政策班 | 政策推進課長 | 政策推進課 | ①緊急時広報の総括に関する事 ②被災状況の把握の総括に関する事 ③自衛隊の派遣要請及び受入配備計画に関する事 ③応援要請、派遣要請、受入準備に関する事 ④避難所の管理運営に関する事 |
| | | 交通班 | 地域振興課長 (副) | 地域振興課 ダム対策課 | ①住民避難用車両の確保に関する事 ②民間の輸送事業者が所有する車両の確保に関する事 ③住民の避難搬送に関する事 |

| | | | | | |
|---------------|---|-------|--|---|---|
| | | | ダム対策課長 | | ④緊急通行車両の届出事務に関する事 ⑤民間輸送事業者との連絡調整に関する事 |
| | | 国際班 | 地域振興課長 | 地域振興課 ダム対策課 | ①外国人への緊急時広報に関する事 ②外国人の被災状況の把握に関する事 ③外国人からの問い合わせ、相談等への対応に関する事 ④被災外国人の援護に関する事 ⑤外国人への災害対策に必要な要員確保に関する事 ⑥外国人への災害対策に係る総合調整に関する事 |
| 市民環境部・債権管理対策局 | 市民環境部長 (副) 統括監 債権管理対策局長 債権管理対策局次長 | 市民班 | 市民環境生活課長 | 市民環境生活課 | ①モニタリング要員に関する事 ②市民に対する緊急時広報に関する事 ③市民の被災状況の把握に関する事 ④市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 ⑤市民相談窓口の設置、運営に関する事 ⑥避難所での被災地住民登録に関する事 ⑦市民の所在確認に関する事 ⑧国民年金、国民健康保険料の減免に関する事 |
| | | 税務班 | 税務課長 | 税務課 | ①災害に伴う税の減免に関する事 ②避難地区住民の輸送に関する事 ③食糧及び物資等の輸送に関する事 ④災害対策要員の輸送に関する事 ⑤各部、各班の支援に関する事 ⑥避難所の管理・運営に関する事 |
| | | 支援班 | 国土調査課長 (副) 債権管理対策課長 | 国土調査課 債権管理対策課 | ①避難地区住民の輸送に関する事 ②各部、各班の支援に関する事 ③避難所の管理・運営に関する事 |
| 健康福祉部 | 健康福祉部長 (副) 健康福祉部次長 | 福祉班 | 健康福祉総務課長 (副) 長寿障がい福祉課長 包括支援センター長 子育て支援課長 | 健康福祉総務課 長寿障がい福祉課 地域包括支援センター 子育て支援課 各保育所 | ①災害救助の総括に関する事 ②災害時要援護者等の避難支援に関する事 ③災害時要援護者等の被災状況の把握に関する事 ④幼児等の被災状況の把握に関する事 ⑤被災地区住民の生活支援に関する事 ⑥避難所の管理・運営に関する事 ⑦炊き出し等避難所食糧の確保及び配給に関する事 ⑧義援金、見舞金及び救援物資の受け入れ及び配分に関する事 ⑨災害ボランティアの受け入れに関する事 ⑩身体障がい者等要支援者の安全確保に関する事 ⑪老人福祉施設等の入所者の安全確保に関する事 ⑫幼児等の安全確保に関する事 ⑬日本赤十字社等その他福祉団体との連絡調整に関する事 ⑭避難地区住民の輸送に関する事 ⑮避難所の管理・運営に関する事 |
| | | 医療班 | 健康推進課長 | 健康推進課 | ①緊急時医療対策に関する事 ②医療品、衛生材料の確保に関する事 ③ヨウ素剤の配布、投与に関する事 ④被災者の保健・栄養指導に関する事 ⑤災害時要援護者等の安全確保に関する事 ⑥被災者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑦防災業務関係者の健康相談及びメンタルヘルスに関する事 ⑧避難所健康相談窓口の設置に関する事 ⑨避難所の衛生管理に関する事 |
| 産業振興部 | 産業振興部長 (副) 統括監 | 農林振興班 | 農林振興課長 | 農林振興課 | ①農林水産物、畜産物の被災状況の把握に関する事 ②農林水産物、畜産物の採取及び出荷の制限に関する事 ③生鮮食料品等の確保及び供給に関する事 ④生鮮食料品等の輸送手段の確保に関する事 |

| | | | | | |
|-------|------------------|--------|------------------------------------|-----------------------------|--|
| | 産業振興部次長 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ⑤農林水産物、畜産物の流通対策に関する事 ⑥農作物及び家畜の災害対策に関する事 ⑦農林水産物、畜産物の風評被害対策に関する事 ⑧被災農林水産、畜産業者等への金融対策に関する事 ⑨農協、漁協等との連絡調整に関する事 ⑩避難所の管理・運営に関する事 |
| | | 企業班 | 産業推進課長 | 産業推進課 | <ul style="list-style-type: none"> ①大規模小売店舗、商店街等滞在者への緊急時広報に関する事 ②中小企業等の被災状況の把握に関する事 ③小売店舗の出荷制限に関する事 ④食料品、衣料等の生活関連物資の確保及び供給に関する事 ⑤緊急物資、生活関連物資の輸送手段の確保に関する事 ⑥被災中小企業等への風評被害対策に関する事 ⑦被災中小企業等への金融対策に関する事 ⑧商工会議所等との連絡調整に関する事 ⑨被災者の就労支援に関する事 |
| | | 観光班 | 商工観光課長 | 商工観光課 | <ul style="list-style-type: none"> ①観光客等一時滞在者への緊急時広報に関する事 ②観光客等一時滞在者の被災状況の把握に関する事 ③観光客等一時滞在者数の把握に関する事 ④観光に係る風評被害対策に関する事 ⑤観光客等一時滞在者の災害対策に係る総合調整に関する事 ⑥避難所の管理・運営に関する事 |
| 建設部 | 建設部長(副)建設部次長 | 道路班 | 建設事業課長(副)業務管理課長都市建築課長(産業振興部)農林土木課長 | 建設事業課業務管理課都市建築課(産業振興部)農林土木課 | <ul style="list-style-type: none"> ①市道の通行規制に関する事 ②道路交通の確保に関する事 ③防護対策区域への立ち入り制限、禁止措置に関する事 ④避難道路の選定及び確保に関する事 ⑤避難道路の工事情報等の把握に関する事 ⑥防護対策区域内の道路の工事情報等の把握に関する事 ⑦交通規制に係る市民への指導に関する事 ⑧仮設住宅の供給に関する事 ⑨避難地区住民の輸送に関する事 ⑩避難所の管理・運営に関する事 |
| | | 避難所支援班 | 建設事業課長業務管理課長都市建築課長 | 建設事業課業務管理課都市建築課 | <ul style="list-style-type: none"> ①避難所との連絡調整に関する事 ②避難所への支援物資の輸送に関する事 ③避難地区住民の輸送に関する事 ④避難所の管理・運営に関する事 |
| 上下水道部 | 上下水道部長(副)上下水道部次長 | | 総務課長(副)営業課長工務課長下水道課長 | 総務課長営業課工務課下水道課 | <ul style="list-style-type: none"> ①飲料水源の確保及び使用規制に関する事 ②飲料水源の被災状況の把握に関する事 ③飲料水の給水対策に関する事 ④下水道施設の維持管理に関する事 |
| 課 会 計 | 会計管理者 | 出納班 | 会計課長 | 会計課 | <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策経費の収支に関する事 ②義援金の受領に関する事 |
| 支援部 | 議会事務局局長監査員事 | 支援班 | 総務課長 | 総務課 | <ul style="list-style-type: none"> ①市議会議員への情報提供に関する事 ②市議会議員の被災状況の把握に関する事 ③各部の支援に関する事 |

| | | | | | |
|--------|----------------------------|-------|-----------------------------------|-------------------------|---|
| | 務局長 | | | | |
| 教育部 | 教育部長 (副) 統括監 教育次長 | 学校教育班 | 教育総務課長 (副) 学校教育課長 | 教育総務課 学校教育課 | ①学校との連絡調整に関する事 ②児童・生徒の被災状況の把握に関する事 ③学校教育施設の災害応急対策に関する事 ④児童・生徒の防護対策に関する事 ⑤避難所の供与に関する事 ⑥避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑦被災児童・生徒の育英奨学に関する事 ⑧応急教育に関する事 ⑨学校給食に関する事 ⑩非常炊き出しの実施に関する事 ⑪PTA等その他教育団体との連絡調整に関する事 |
| | | 生涯学習班 | 社会教育課長 | 社会教育課 | ①生涯学習施設等の災害応急対策に関する事 ②施設利用者の防護対策に関する事 ③避難所の供与に関する事 ④避難所の管理・運営の協力に関する事 ⑤学校教育班の事務の支援に関する事 |
| 病院部 | 病院長 (副) 事務部長 | 医療班 | 総務課長 (副) 情報管理課長 | 総務課 情報管理課 | ①緊急時医療措置に関する事 ②緊急時医療対策に関する事 ③緊急時医療センターへの協力に関する事 ④医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 |
| 総合センター | 所長 (副) 次長 | 地域班 | 自治振興課長 (副) 保健福祉課長 事業管理課長 | 自治振興課 保健福祉課 事業管理課 | ①本庁との連絡調整に関する事 ②災害体制の指示及び伝達に関する事 ③市民の被災状況の把握に関する事 ④市民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 ⑤市民相談窓口の設置、運営に関する事 ⑥消防団との連絡調整に関する事 ⑦災害救助、救急の総括に関する事 ⑧住民への防護、避難対策に関する事 ⑨支所職員の動員及び配備計画に関する事 ⑩支所職員の装備用具に関する事 ⑪災害応急対策の総合調整に関する事 ⑫支所内の連絡調整に関する事 ⑬市民に対する緊急時広報に関する事 ⑭原子力防災資機材の確保に関する事 ⑮避難所の管理・運営に関する事 |

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は次のとおりである。

表3-3-2 原子力災害合同対策協議会の構成員

- 構成員：事務局長 原子力規制庁原子力地域安全総括官
 現地本部長
 現地本部員その他の職員
 県災害対策本部長又は県災害対策本部の災害対策本部員
 その他の職員で県災害対策本部長から委任を受けた者
 市災害対策副本部長又は市災害対策本部の災害対策本部員
 その他の職員で市災害対策本部長から委任を受けた者
 指定公共機関の代表者から権限を委任された者、中国電力㈱の代表者から権限

を委任された者
県警・消防機関の代表者から権限を委任された者等

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3. 専門家の派遣要請

市は施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

専門家の派遣要請文書の記載事項

- ・ 派遣を要請する事由
- ・ その他必要な事項

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意するものとする。

5. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、原子力災害対策本部長又は原子力災害現地対策本部長に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに原子力災害対策本部長又は原子力災害現地対策本部長に対し、撤収要請を要求するものとする。

6. 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、島根原子力発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

原子力災害被災者生活支援チーム

【組織体制】

原子力災害被災者生活支援チームは、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、中国電力㈱、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

ア. 避難指示区域等の設定・見直し

イ. 原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省、国土交通省等）

ウ. 原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染（原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省）

エ. 緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限・出荷制限（厚生労働省、農林水産省等）

オ. 放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）

カ. 原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）

キ. 原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省、原子力規制委員会、文部科学省、厚生労働省等）

【構成員】

チーム長 環境大臣又は原子力利用省庁大臣

事務局長 原子力利用省庁副大臣又は大臣政務官

事務局長補佐 内閣府大臣官房審議官（原子力利用省庁の職員が併任）

※原子力利用省庁とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあっては経済産業省を、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあっては、文部科学省をいう。

(原子力災害対策マニュアル)

7. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の防護措置

① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護は、「原子力災害対策指針」によるものとする。

防災業務関係者の防護措置

防災業務関係者については、安全を確保し、ある程度の被ばくが予想されることを踏まえた防護措置が必要である。具体的には、直読式個人線量計（ポケット線量計、アラームメータ等）、被ばくを低減するための防護マスク及びそのフィルタ並びに必要な保護衣を十分な数量を配布するとともに、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させること、後日においてホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である。

さらに、輸送手段、連絡手段の確保が必要である。

また、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量程度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。

（原子力災害対策指針）

- ② 市は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

（４）安全対策

- ① 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び島根原子力発電所及び中国電力㈱と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第４節 避難、避難収容等の防護活動

１．避難、避難誘導等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- （１）市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととする。

要配慮者の避難を実施するにあたり、避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることが困難であるなど、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を並行して実施するものとする。

- （２）市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

ここでいう「屋内退避」は、避難すべき状況において避難が困難な場合における屋内退避措置の実施又は継続を含む。

UPZ及びUPZ外における避難の実施にあたっては、OILの値に基づき、避難方法（避難（evacuation）か一時移転（temporary relocation）か）を選択することとなる（第2章第8節参照）が、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあつては、この限りではない。

- (3) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (4) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
また、市は、避難やスクリーニングの場所の所在、災害概要等の情報について、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (5) 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (6) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (7) 市町村は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2. 避難所等

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、それぞれの避難所に收容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- (3) 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、避難者と協力して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の

設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3. 広域一時滞在

(1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

(2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(3) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うとされている。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。

(4) 国は、市及び当該市を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

4. 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

5. 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

6. 要配慮者への配慮

(1) 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け配慮

急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、施設の管理者はあらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域[*]又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

| |
|--|
| [*]原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づき設定される警戒区域をいう。 |
|--|

10. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当

局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

② 負傷者、避難者等

③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

④ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

① 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、市の災害対策本部、市のオフサイトセンター現地災害対策本部設置時にはその機動力が同時に発揮されるように、その活動の態様に応じた車両、人員の編成を定めるものとする。この場合、国、県、島根県トラック協会雲南支部、バス会

社、日本通運(株)松江支店木次営業所等との間で事前協議し、連絡手段、確保要請手段等を定めておくことが望ましい。

なお、輸送車両の把握管理にあたって災害対策本部内に事務担当者を定め、輸送手段の競合や過不足が生じないように調整するものとする。

- ② 市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。
- ③ 市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

市の道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は中国電力(株)その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、中国電力(株)等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 市町村への進入経路及び集結（待機）場所

など

緊急事態宣言発出時においては、県に対し緊急消防援助隊の応援要請を求めるよう留意するものとする。

2. 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるか

ぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に的確に行うものとする。

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ分かりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

市が行う広報事項

①原子力災害時には、状況に応じ次の事項を上記に従い広報するものとする。

- ア 市(災害対策本部)からの緊急広報であること
- イ 発表の日時
- ウ 事故が発生した場所
- エ 事故の状況
- オ 放射性物質の放出状況や、今後の予測及び環境への影響
- カ 原災法上の対応状況(10条通報、原子力緊急事態宣言等)
- キ 市の体制(災害対策本部の設置等)
- ク 国、県の体制(原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部の設置等)
- ケ 市、県、国等の対応状況
- コ 住民等の取るべき対応
- サ その他必要な事項

②防護対策区域[*]が決定された場合の広報事項

- ア 防護対策の内容(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難)
- イ 防護対策地区の範囲及び具体的な地区
- ウ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
- エ 飲食物の摂取制限に関すること
- オ ヨウ素剤の予防服用等防護措置に関すること
- カ その他必要事項

| |
|--|
| [*] 放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に実施される防護対策(屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等)を実施するために設定される区域を防護対策区域という。 |
|--|

できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いることとする。

警戒態勢時、災害対策本部設置時等の時系列に沿って市が行うべき広報事項を定めるものとする。

原子力防災対策の実施に際しては、周辺住民の混乱と動揺を避けることが重要であり、そのためにも情報の正確かつ迅速な伝達が重要である。そのため広報の内容は、周辺住民が知りたい事項及び具体的な行動に重点をおいて簡単明瞭な表現とする。

(3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(島根原子力発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町及び中国電力(株)と相互に連絡をとりあうものとする。

原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては原子力災害合同対策協議会の一員としての情報提供を行うものとする。

(5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

また、報道機関対応責任者、プレスセンターの設置場所、市の広報実施体制等を定めておくものとする。

報道機関等が独自に収集した情報についても適宜活用することを考慮するものとする。

住民広報の留意事項

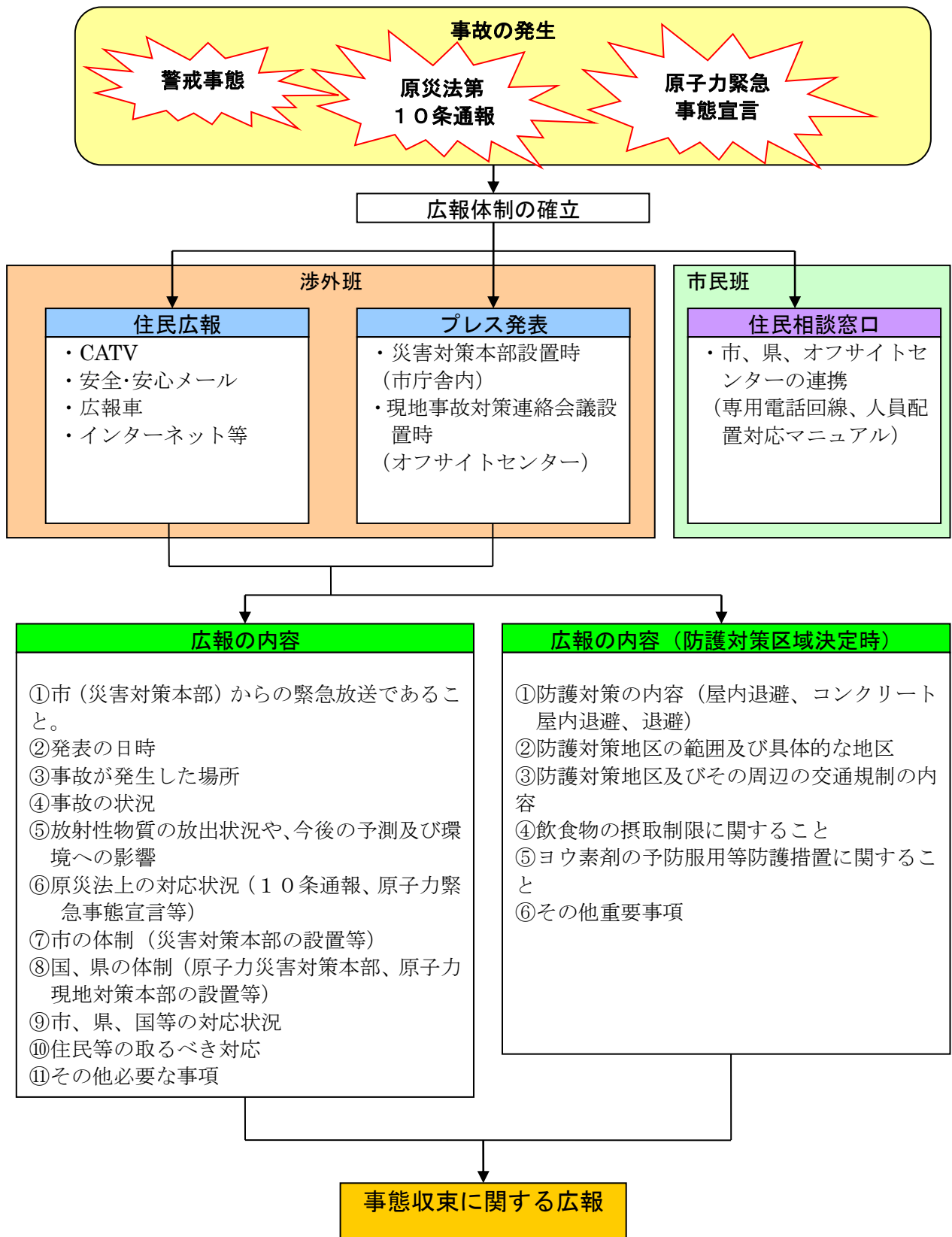
- ◆ 国・県と連携し、情報の一元化を図る
- ◆ 住民が理解しやすく、誤解を招かない平易な表現とする
- ◆ 情報の発信元、発信時刻を明らかにする
- ◆ 定期的に、繰り返し広報する

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、県及び関係機関等の協力のもと、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、島根県及び鳥取県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

図3-9-2 原子力広報



第10節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ等

市は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、中国電力㈱及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

市は、中国電力㈱等から原子力事業者防災業務計画で定められている災害復旧時の除染等に必要となる資機材の貸与及び要員の派遣について必要な手続き等についてあらかじめ定めるものとする。

環境汚染への対処にあたっては、環境放射線モニタリングや個人の被ばく線量推定の結果などを踏まえるものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

住民等からの原子力損害に係る賠償の請求等に関しては、市において円滑な事務が推進されるように、記録票等の様式をあらかじめ定めておくものとする。

2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。